

投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定

目次

第一章 総則	5
第1条 調整範囲及び適用対象	5
第2条 用語の解釈	5
第3条 法令変更の場合の経営投資保障	7
第4条 投資登録書類のなかで使用する用語	8
第5条 投資プロジェクトコード	8
第6条 投資手続実施の原則	9
第7条 不正確、偽りの書類の処理	9
第二章 経営投資分野、業種	10
第1節 経営投資禁止分野、業種及び条件付き経営投資分野、業種に関する規定の実施	10
第8条 経営投資禁止分野、業種に関する規定の実施	10
第9条 条件付き経営投資分野、業種に関する規定の実施及び経営投資条件	10
第10条 外国投資家に対する投資条件に関する規定の実施	11
第11条 同時に外国籍を有するベトナム公民である投資家に対する投資条件及び手続の適用	12
第2節 経営投資条件及び外国投資家に対する投資条件の検査並びに公表	12
第12条 経営投資条件の公表	12
第13条 外国投資家に対する投資条件の公表	13
第14条 条件付き経営投資分野、業種及び投資条件の修正、補充の提起	13
第15条 条件付き経営投資分野、業種に関する規定の実施状況の精査、評価	14
第三章 投資優遇及び支援	14
第1節 投資優遇	14
第16条 投資優遇適用の対象及び原則	14
第17条 投資優遇適用手続	15
第2節 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区に対する投資支援	16
第18条 工業団地、輸出加工区のインフラストラクチャ建設投資支援	16
第19条 経済区、ハイテクパークの技術インフラストラクチャ、社会インフラストラクチャシステム発展投資支援	16

第 20 条 工業団地, 輸出加工区の技術インフラストラクチャシステム投資	
第 17 条	
第四章 投資活動の実施	17
第 1 節 投資プロジェクト実施に関する総則	17
第 21 条 投資プロジェクトに関する情報の公表及び供給責任	17
第 22 条 投資プロジェクト実施手順	18
第 23 条 国家外国投資情報システム上の投資手続の実施	18
第 24 条 外国投資家の投資手続及び企業登録手続解決を協同するメカニ	
ズム	19
第 25 条 投資方針決定が必要な投資プロジェクト審査意見収集手続	19
第 26 条 投資プロジェクト実施責任	20
第 27 条 投資プロジェクト実施の保証	20
第 2 節 投資方針決定, 投資登録証明書発給手続	22
第 28 条 投資登録証明書受領, 発給, 調整及び回収権限	22
第 29 条 投資方針決定の対象に属さない投資家に対する投資登録証明書	
発給手続	23
第 30 条 省級人民委員会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクト	
に対する投資登録証明書発給手続	23
第 31 条 政府首相の投資方針決定権限に属するプロジェクトに対する投	
資登録証明書発給手続	24
第 32 条 投資登録証明書の発給が不要なプロジェクトに対する投資方針	
決定手続	25
第 3 節 投資登録証明書, 投資方針決定の調整手続	26
第 33 条 投資方針決定が不要な投資プロジェクトについての投資登録証	
明書調整手続	26
第 34 条 省級人民委員会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクト	
に対する投資登録証明書調整手続	27
第 35 条 政府首相の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトに対す	
る投資登録証明書調整手続	27
第 36 条 投資登録証明書の発給が不要な投資家に対する投資方針決定調	
整手続	28
第 37 条 投資プロジェクト譲渡の場合における投資家変更手続	29
第 38 条 消滅分割, 存続分割, 新設合併, 吸収合併, 経済組織の種類変	
更の場合の投資プロジェクト調整手続	31
第 39 条 裁判所, 仲裁の判決, 決定に従った投資プロジェクト調整手続	
	32

第 40 条	投資登録証明書条の情報の提出, 再発給及び訂正の手続	32
第 4 節	投資プロジェクト終了手続	33
第 41 条	投資プロジェクト活動終了及び投資登録証明書の回収の条件, 手続	33
第 42 条	投資登録機関が投資家と連絡ができない場合の投資プロジェクト活動の終了	34
第 5 節	外国投資家の経済組織設立, 出資, 株式, 持分の購入	35
第 44 条	外国投資家の経済組織の設立	35
第 45 条	外国投資資本を有する経済組織の投資プロジェクト及び経営投資活動の実施	36
第 46 条	外国投資家の出資, 株式, 持分購入による投資手続	36
第 6 節	工業団地, 輸出加工区, ハイテクパーク, 経済区における投資活動	37
第 47 条	工業団地, 輸出加工区, ハイテクパーク, 経済区において投資プロジェクトを実施する投資家の活動	37
第 48 条	工業団地, 輸出加工区, ハイテクパーク及び経済区のインフラストラクチャ建設, 経営プロジェクトを実施する投資家の活動	38
第五章	投資に関する国家管理	38
第 1 節	投資促進活動に対する国家管理	38
第 49 条	投資促進活動に対する国家管理の原則	38
第 50 条	投資促進に関する国家管理機関の任務, 権限	39
第 51 条	投資促進活動経費	40
第 2 節	外国投資に関する投資活動報告及び国家情報システムの運用制度	40
第 52 条	投資に関する国家管理機関の報告内容及び報告時期	40
第 53 条	投資プロジェクトを実施する経済組織の報告内容及び報告時期	42
第 54 条	報告送付に関する規定	42
第 55 条	国家投資情報システムの管理, 運用における国家管理機関の任務, 権限	42
第 3 節	省, 省同格機関, 省級人民委員会の任務, 権限	43
第 56 条	計画投資省の任務, 権限	43
第 57 条	各省, 省同格機関の任務, 権限	43
第 58 条	省級人民委員会の任務, 権限	44
第六章	実施組織	45
第 1 節	経過規定	45
第 59 条	投資法が施行効力を有する前に実施を開始した投資プロジェクトに対する規定	45

第 60 条	投資許可書, 投資証明書 (同時に経営登記証明書である) に従った活動をする企業に対する規定	45
第 61 条	投資登録証明書, 企業登記証明書の変更	45
第 62 条	投資法の施行日の前に実施された投資プロジェクトの調整	47
第 63 条	投資許可書, 投資証明書 (同時に経営登記証明書である) における経営登記内容の変更	48
第 64 条	ベトナム国家に対して, 財産を無償譲渡する約束をした投資家に対する規定	49
第 65 条	投資許可書, 投資証明書 (同時に経営登記証明書である) に従って活動する企業の活動終了, 再編, 解散	49
第 2 節	施行条項	50
第 66 条	施行効力	50
第 67 条	施行責任	50
別表 1	投資優遇分野, 業種の一覧	51
A	投資優遇特別分野, 業種	51
I	ハイテク, 情報技術, 補助工業	51
II	農業	51
III	環境保護, インフラストラクチャ建設	51
IV	文化, 社会, スポーツ, 医療	52
B	投資優遇分野, 業種	52
I	科学技術, 電子学, 機械製造, 原料資材生産, 情報技術	52
II	農業	53
III	環境保護, インフラストラクチャ建設	53
IV	教育, 文化, 社会, スポーツ, 医療	53
V	その他の分野, 業種	54
別表 2	投資優遇地域の一覧 (略)	54

政府
番号：118/2015/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福 ハ
ノイ，2015年11月12日

投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定¹

2001年12月25日の政府組織法に基づき，
2014年11月26日の投資法に基づき，
2014年11月26日の企業法に基づき，計画投資省大臣の提議に従って，
政府は投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定を制定する。

第一章 総則

第1条 調整範囲及び適用対象

1. この議定は，経営投資条件の適用，検査，公表：投資保証方法；投資優遇；投資手続；投資プロジェクト活動の展開及び投資活動に対する国家管理に関する投資法の条項の詳細を規定し，施行案内をする。
2. この議定は，投資家及び経営投資活動と関連する，権限を有する国家機関，組織，個人に適用される。

第2条 用語の解釈 この議定において，下記の各用語は以下のように理解される。 1. 適式な写しとは，原本より作成された写し，権限を有する機関，組織によ

って原本と同じであることを確認された写し，原本と比較対照された写し，又は，住民，企業登記及び投資についての国家データベース上に保有される基本情報については国家データベースから印刷される文書である。

2. WTOにおけるベトナムの商業サービスに関する具体的なコミットメントリスト（以下，ベトナムのWTOコミットメントリストと総称する）とは，一般的合意部分，サービスに関する各分野，サブ分野の具体的合意部分，最恵国に関する例外リストを含んだベトナムの世界貿易機関加盟に関する作業部会の2006年10月27日の番号WT/ACC/VNM/48の資料である。
3. 国家外国投資ポータルとは，外国投資家に対する，投資登録証明書発給，調整手続きの実施；投資についての法規範文書，政策，条件の登載及び更

¹ 本稿は2016年5月9日付けの仮訳である。

新；ベトナムにおける投資促進活動，外国投資の状況に関する情報の更新及び開発，のために使用される電子ポータルである。

4. 国家外国投資データベースとは，外国投資に関する国家情報システムにおいて保有，管理される，全国の範囲における外国投資プロジェクトに関する情報データの集合である。
5. 投資優遇適用機関とは，税に関する優遇，土地に関する優遇及び法令の規定に従ったその他の優遇の適用権限を有する国家機関である。
6. 外国投資家に対する投資条件とは，投資に関する法律，国会常務委員会令，議定，国際条約の各規定に従った外国投資家に対する条件付き投資分野 投資活動を実施する際に外国投資家が守らなくてはならない条件である。外国投資家に対する投資条件は，以下の各場合の一つに属する外国投資家の投資活動に対して適用される；
 - a) 経済組織設立投資
 - b) 経済組織における出資，株式，持分の購入の形式に従った投資
 - c) 経営協力契約形式に従った投資
 - d) 投資プロジェクトの譲受又はその他の投資プロジェクトの受領
 - d) 外国投資資本を有する経済組織の経営投資分野，業種の修正，補充
7. 経営投資条件とは，個人，組織が投資法別表 4 に規定する経営，投資活動を実施する際に，投資に関する法律，国会常務委員会令，議定及び国際条約の規定に従って守らなくてはならない条件である。
8. 投資に関する国際条約とは，ベトナム社会主義共和国の国家若しくは政府が締結又は加入した条約で，その中において，ベトナム社会主義共和国の国家若しくは政府の，その条約の構成員である国家もしくは領域に属する投資家の投資活動に対する権利義務が規定されたものであり，以下からなる：
 - a) 2006 年 11 月 7 日にベトナム社会主義共和国が署名した世界貿易機関（WTO）設立協定に加入する議定書
 - b) 投資奨励及び保護に関する各双務協定
 - c) 各自由貿易協定及びその他の経済セクターに参入する各合意
 - d) 投資活動に関連したベトナム社会主義共和国の国家又は政府の権利義務を規定するその他の国際条約
9. 国家外国投資情報システムとは，外国投資に関する国家管理業務を行うため，投資登録証明書の発給，調整及び回収手続の実施；データの送付，受領，保持，表示又はその他の各業務の実施，に使用される情報システムである。外国投資に関する国家情報システムは以下からなる：国家外国投資ポータル，国家外国投資データベース，国家投資促進データベース及び技術インフラストラクチャシステム

10. 投資登録書類とは、投資法及びこの議定の規定に従って、投資登録証明書、投資方針決定及びの発給、調整、回収手続及び投資活動実施のためのその他の手続を実施するため、投資家が作成する書類である。
11. 適式な書類とは、投資法、この議定に規定する文書の要素、数量をすべて備える書類であり、その各書類の内容が法令の規定に従って十分に公開されるものである。
12. 投資法とは、ベトナム社会主義共和国が2014年11月26日に採択した番号67/2014/QH13の法律である。
13. 2005年投資法とは、ベトナム社会主義共和国が2005年11月29日に採択した番号59/2005/QH11の法律である。
14. 未合意のサービス分野、サブ分野とは、ベトナムのWTOコミットメントリスト及び投資に関するその他の国際条約においてベトナム社会主義共和国が今後規定することのできるサービス分野、サブ分野、投資条件が規定されていないサービス分野、サブ分野、又は外国投資家に開放されていないサービス分野、サブ分野である。
15. プロジェクトの投資資本とは、投資方針決定文書、投資登録証明書に記載された投資プロジェクト実施のため、投資家が拠出した資本及び投資家が動員した資本である。
16. 農村地帯とは、市社、市に属する街区及び市に属する区の行政範囲を構成しない行政境界区域である。

第3条 法令変更の場合の経営投資保障

1. 権限を有する国家機関により新たな法令文書が発行され、その文書が効力を有する前に投資家に対して適用されている投資優遇を変更する規定を有する場合、投資家は、投資法13条の規定に従って、投資優遇の実施を保障される。
2. この条1項の規定に従って保障される投資優遇は、新しい法令文書が効力を有する時点の前に効力を有する法令の規定に従って投資家に案内される優遇であり、以下からなる：
 - a) 投資許可書、経営許可書、投資優遇認可証明書、投資認可証明書、投資登録認可証明書、投資方針決定文書又は権限を有する国家機関のその他の文書に規定する投資優遇
 - b) 法令の規定に従って投資家に案内される、この号a号の規定に属さない投資優遇
3. 投資法13条4項の規定に従った投資保障措置適用の要請がある時、投資家は、投資優遇の規定を有する投資許可書、経営許可書、投資優遇認可証明書、投資認可証明書、投資登録認可証明書、投資方針決定文書又は権限を有

する国家機関のその他の文書（文書が各種ある時はその一つ）を添付した提議文書を投資登録機関に送付する。提議文書は、以下の各内容からなる。

- a) 投資家の名称及び住所
- b) 優遇の種類、優遇の案内の条件、優遇の程度（もしあれば）から構成される、新しい法令文書が効力を有する前の時点の法令文書に従った投資優遇
- c) この項 b 号に規定する投資優遇を変更する規定を有する新しい法令文書の内容
- d) 投資法 13 条 4 項に規定する投資優遇保障方法の適用に関する投資家の提起

4. 投資登録機関は、この条 3 項の規定に従った適式な書類の受領日から 30 日以内に、投資家の提起に従った投資優遇保障措置の適用を決定する。権限を越える場合、投資登録機関は調査、決定権限を有する国家機関に提出する。

第 4 条 投資登録書類のなかで使用する用語

1. 権限を有する国家機関に送付される投資登録書類、各文書、報告書はベトナム語で記載される。
2. 投資登録書類が外国語の資料を有する場合、投資家は外国語の資料にベトナム語に翻訳した文書を添付しなければならない。
3. 投資登録書類に、ベトナム語と外国語の文書、資料がある場合、ベトナム後の書類が投資手続実施のために使用される。
4. 投資家は、翻訳文書又は写しの内容と原本に相違がある場合、及び、ベトナム語の文書と外国語の文書に相違がある場合において責任を負う。

第 5 条 投資プロジェクトコード

1. 投資プロジェクトコードは、10 桁の数字からなる一つの数列であり、国家外国投資システムから自動的に作成され、投資登録証明書に記載される。
2. 投資プロジェクトは、それぞれ、唯一無二のコードの一つを発給され、それはプロジェクト活動の過程で変更されず、その他のプロジェクトに発給されない。投資プロジェクトコードは、投資プロジェクトが活動を終了する時に効力を失う。
3. 投資証明書、投資許可書又はその他同等の価値を有する各書類に従って実施される投資プロジェクトに対しては、投資プロジェクトコードは投資プロジェクトに発給済みの投資証明書、投資許可書又はその他同等の書類の番号である。投資許可書、投資証明書又はその他同等の書類が調整される場合、投資プロジェクトはこの条 1 項の規定に従って新たなコードを発給される。
4. 権限を有する国家機関は、投資プロジェクトに関する情報を管理及び交換するため、投資プロジェクトコードを統一的に使用する。

第6条 投資手続実施の原則

1. 投資登録書類を受領して投資活動に関連する手続を解決する時、投資登録機関は投資登録書類の適式性を検査する責任を有する。投資家は投資登録書類及び権限を有する国家機関に送付される各文書の合法性、正確性、誠実性に関して法令の前に責任を負う。
2. 投資登録機関は、投資家に対して、投資法及びこの議定の規定に従った投資登録書類における各文書以外の書類の提出を要請することができない。
3. 投資登録書類の修正、補充を要請する時、投資登録機関は投資家に対して、文書で1回、書類1部ごとそれぞれに対する修正、補充をしなければならない各内容の全部に関して通知する。通知は修正、補充の要請及び書類修正補充の要請の理由を明確に提起しなければならない。
4. 投資に関する各行政手続実施過程において、意見収集できる機関は、投資法及びこの議定に規定する期限内に、収集された意見の内容に関して回答する責任を有する；期限が経過したが意見が収集されない場合は、自らの管理範囲に属する投資プロジェクト内容に同意したと見做すことができる。
5. 権限を有する国家機関は、投資方針決定、投資登録証明書の発給及び投資法及びこの議定に規定するその他投資に関する各行政手続を拒否する場合、文書で投資家に通知し、理由を明確に示す責任を有する。
6. 投資登録機関及び国家管理機関は、各投資家間の紛争の解決及び投資家と投資活動過程と関連を有する各組織、個人との紛争の解決をしない。

第7条 不正確・偽りの書類の処理

1. 投資登録書類の中に、不正確な情報があることを発見した場合、投資登録機関は、投資登録証明書の再発給、調整のために、投資家に対して適式な書類受領の日から5営業日以内の書類の再度の作成を要請する。
2. 投資登録証明書発給、調整書類、資料の内容に偽りがある投資家を確定する根拠がある時、投資登録機関は投資家の違反範囲について通知し、投資登録証明書が最初に発給された場合には投資登録証明書を取り消し、又は、偽りの情報に基づいて記載された投資登録証明書の内容の変更を取り消して、最も新しい適式な書類に基づいて投資登録証明書を訂正し、同時に法令の規定に従った処分をするために権限を有する国家機関に通知する。
3. 投資家は書類、資料の不正確、偽りの情報の範囲から発生した損害に関して責任を負う。

第二章 経営投資分野・業種

第 1 節 経営投資禁止分野・業種及び条件付き経営投資分野・業種に関する規定の実施

第 8 条 経営投資禁止分野・業種に関する規定の実施

1. 組織、個人は、投資法 6 条並びに別表 1、2 及び 3 に規定された各分野、業種における経営投資活動を実施することができない。
2. 科学、医療の分析、検査、研究、薬品の生産、犯罪捜査、国防、安寧の擁護における投資法別表 1、2 及び 3 に規定する物品の生産、使用は、以下のよう
に実施される：
 - a) 投資法別表 1 に規定する各麻薬物質は、権限を有する国家機関が、政府の麻薬物質、前駆物質一覧に関する規定及び 1961 年の麻薬に関する単一条約、1988 年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の規定に従って、生産、使用の許可をすることができる。
 - b) 投資法別表 2 に規定する各種の化学物質、鉱物は、権限を有する国家機関が、政府の、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約を案内する各文書の検査範囲に属する化学物質管理に関する規定に従って、生産、使用の許可をすることができる。
 - c) 投資法別表 3 に規定された野生動植物の見本（模造品）は、権限を有する国家機関が、危機に瀕した、貴重な野生動植物の管理に関する政府の規定及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約（CITES）の規定に従って開発の許可をすることができる。

第 9 条 条件付き経営投資分野・業種に関する規定の実施及び経営投資条件

1. 個人、経済組織は、条件をすべて満たしたときから投資法別表 4 に規定する条件付き経営投資分野、業種を営むことができ、経営投資活動の過程においてその条件を満たすことを保障しなければならない。
2. 経営投資条件は、以下の形式の一つ又は複数に従って適用される：
 - a) 許可書
 - b) 条件完備証明書
 - c) 営業証書
 - d) 職業責任保険証明書
 - d) 確認文書

- e) この項 a,b,c,d 及び d 号に規定されない，法令の規定に従ったその他の各文書形式
 - g) 個人，経済組織が経営投資活動実施のために満たさなければならないが，この項 a,b,c,d,d 及び e 号に規定する文書形式のもとで確認，了承する必要のない各条件
3. 経営投資条件を満たす全ての個人，組織は，この条 2 項 a,b,c,d,d 及び e 号に規定する文書（以下，許可書と総称する）の発給を受ける，又はこの条 2 項 g 号に規定する条件を満たすとき，経営，投資活動を実施できる権利を有する。許可書の発給，期間延長，修正，補充を拒否する場合，権限を有する国家機関は文書で，個人，組織に通知し，拒否理由を明らかにしなければならない。
4. 許可書発給のための行政手続実施，又はこの条 2 項 g 号に規定する条件実施過程において，企業は企業登記証明書にある条件付き経営分野，業種を記載しなくてもよい。

第 10 条 外国投資家に対する投資条件に関する規定の実施

1. この議定 2 条 6 項の規定に従った外国投資家に対する投資条件は，以下からなる。
- a) 経済組織における外国投資家の定款資本の所有比率に関する条件
 - b) 投資形式に関する条件
 - c) 投資活動範囲に関する条件
 - d) 投資活動実施に参加するベトナム側パートナーに関する条件
 - d) 投資に関する各法律，国会常務委員会令，議定及び国際条約に従ったその他の条件
2. 外国投資家に対して適用される投資条件の原則は：
- a) 相互に異なる各種の分野，業種に属する投資活動を実施する外国投資家は，その分野，業種に対する投資条件すべてを満たさなければならない；
 - b) 投資条件に関して相互に異なる規定を有する投資についての国際条約の適用対象に属する外国投資家は，その条約の一つに規定する投資条件の適用を選択する；一つの国際条約を選択した場合，外国投資家は，その国際条約の規定に従って自らの権利義務を実施する；
 - c) 未合意の，若しくは WTO 又はその他の投資に関する国際条約におけるベトナムのコミットメント表に規定されないサービスの分野，サブ分野で，ベトナム法令が外国投資家に関する投資条件に付いての規定を既に有する場合，ベトナム法令の規定が適用される。
 - d) WTO の構成員でない地帯，領域に属しており，ベトナムで投資活動を行う外国投資家は，法令及びベトナムとその国家，地帯，領域との国際条約

が他の規定を有する場合を除き、WTOの構成員である国家、地帯、領域に属する投資家に対して規定される投資条件が適用される。

- d) 未合意の、若しくはWTO又はその他の投資に関する国際条約におけるベトナムのコミットメント表に規定されないサービスの分野、サブ分野で、ベトナム法令が外国投資家に関する投資条件に付いての規定をまだに有さない場合、投資登録機関は調査、決定のために計画投資省及び分野を管理する省の意見を収集する。
- e) 外国投資家が、この項 d 号に規定するサービスの分野、サブ分野における投資活動実施許可を既に得ており、この議定 13 条の規定に従ってそのサービス分野、サブ分野が国家外国投資ポータル上で既に公開されている場合、投資登録機関がその分野、サブ分野における外国投資家の投資活動を調査し、決定するが、分野を管理する省の意見を収集しなくてもよい。

第 11 条 同時に外国籍を有するベトナム公民である投資家に対する投資条件及び手続の適用

1. ベトナムで実施される投資活動に対して、同時に外国籍を有するベトナム公民である投資家は、国内又は外国投資家に対する規定と同様の投資条件及び投資手続の適用を選択することができる。
2. 国内投資家に対する規定と同様の投資条件及び手続の適用を選択した場合、この条 1 項に規定する投資家は外国投資家に対して規定される権利義務を実施することができる。

第 2 節 経営投資条件及び外国投資家に対する投資条件の検査並びに公表

第 12 条 経営投資条件の公表

1. 計画投資省は、国家企業登記ポータル上に公表するため、経営投資条件の精査、結集を主宰し、各省、省同格機関と協同する。
2. この条 1 項の規定に従って公表される経営投資条件は、以下の内容をすべて含む：
 - a) 投資法別表 4 に規定する条件を有する経営分野、業種
 - b) 経営投資条件をこの項 a 号に規定する分野、業種に対して適用する根拠
 - c) 個人、経済組織がこの議定 9 条 2 項の規定に従った経営投資活動の実施のために満たさなければならない条件
3. 経営投資条件が各法律、国会常務委員会令、議定に従って変更される場合、この議定 2 項に規定する内容は以下の手続に従って更新される。

- a) 各法律, 国会常務委員会令, 議定が発行された日から 5 営業日以内に, 省, 省同格機関は国家企業登記ポータル上での経営投資条件更新のため計画投資省に文書を送付する。
- b) 省, 省同格機関の提議を受領した日から 3 営業日以内に, 計画投資省は経営投資条件又は経営投資条件に関する変更内容を国家企業登記ポータル上で更新する。

第 13 条 外国投資家に対する投資条件の公表

1. 計画投資省は, 国家外国投資ポータル上で公表するため, 投資に関する各法律, 国会常務委員会令, 議定, 国際条約の規定に従った各分野, 業種及び外国投資家に対する投資条件並びにこの議定 10 条 2 項 e 号に規定するサービスの分野, サブ分野の精査, 結集を主宰し, 各省, 省同格機関と協同する。
2. この条 1 項の規定に従って公表される外国投資家に対する投資条件は以下の内容をすべて含む:
 - a) 外国投資家に対する条件付き投資分野, 業種
 - b) 外国投資家に対する投資条件の適用根拠
 - c) この議定 10 条 1 項の規定に従って外国投資家に適用される投資条件の内容
 - d) この議定 10 条 2 項 e 号に規定するサービスの分野, サブ分野
3. この条 2 項に規定するすべての内容は以下の各場合に更新される:
 - a) 投資に関する各法律, 国会常務委員会令, 議定及び国際条約の規定に従った変更がある, 外国投資家に対する投資条件
 - b) この条 1 項の規定する精査結果に従って調整された, この議定 10 条 2 項 e 号が規定するサービスの分野, サブ分野
4. この条 3 項に規定する場合において更新される内容すべては, この議定 12 条 3 項の規定する手続に従って国家外国投資ポータル上で公表される。

第 14 条 条件付き経営投資分野・業種及び投資条件の修正・補充の提起

1. 時代ごとの経済 - 社会発展条件, 国家管理要請, 及び投資に関する国際条約に基づき, 省, 省同格機関は政府に対して条件付き経営投資分野, 業種及び投資条件の修正, 補充の提起をする。
2. 法規範文書発行に関する法令の規定に従った内容以外の, 条件付き経営投資分野, 業種及び投資条件の修正, 補充の提起は以下の内容をすべて含む:
 - a) 修正, 補充が予定される条件付き経営投資分野, 業種及び経営投資条件
 - b) 投資法 7 条 1, 3 及び 4 項の規定に適合する条件付き経営投資分野, 業種及び経営投資条件又は経営投資条件の修正, 補充についての分析, 必要性, 目的

- c) 条件付き経営投資分野，業種又は経営投資条件の修正，補充の根拠及び順守すべき対象
 - d) 条件付き経営投資分野，業種又は経営投資条件の修正，補充の合法性，実現可能性及び投資に関する国際条約についての適合性の評価
 - d) 国家管理業務に対する条件付き経営投資分野，業種又は経営投資条件の修正，補充及び順守すべき対象の経営投資活動の影響の評価
3. 省，省同格機関は，法規本文書に関する法令の規定に従った法律，国会常務委員会令，議定を作成する提議の審査，決済の過程において，この条 2 項に規定する提起に関して計画投資省の意見を収集する。

第 15 条 条件付き経営投資分野・業種に関する規定の実施状況の精査・評価

1. 省，省同格機関は，毎年 1 回及び自らの要請に従って，自らの管理権限に属する，条件付き経営投資分野，業種及び経営投資条件に関する規定の実施状況の精査，評価する責任を有する。
2. 精査，評価の内容は：
 - a) 精査，評価時点で効力を有する，省，省同格機関の管理権限に属する条件付き経営投資分野，業種及び経営投資条件に関する法令の規定の実施状況の評価；
 - b) 条件付き経営投資分野，業種及び経営投資条件；実施過程で発生した問題に関する規定実施の効力，効果の評価；
 - c) 条件付き経営投資分野，業種及び経営投資条件についての規定の実施に影響する，経済 - 社会，技術，工業の条件，分野，領域の管理要請及びその他の条件に関する変更の評価（もしあれば）；
 - d) 条件付き経営投資分野，業種及び経営投資条件に関する規定の修正，補充の建議（もしあれば）。
3. 省，省同格機関は，この条 2 項の規定内容に従った提起書を，総括して政府首相に報告する計画投資省に送付する。

第三章 投資優遇及び支援

第 1 節 投資優遇

第 16 条 投資優遇適用の対象及び原則

1. 投資法 15 条 2 項及び 16 条の規定に従って投資優遇を享受できる対象は以下からなる：
 - a) この議定別表 1 の規定に従った投資優遇分野，業種又は投資優遇特別分野，業種に属する投資プロジェクト；

- b) この議定別表 2 の規定に従った困難な経済 - 社会条件を有する地域又は特別困難な経済 - 社会条件の有する地域にある投資プロジェクト
 - c) 6 兆ドン以上の資本規模を有し、投資登録証明書の発給を受けた日から、又は投資登録証明書発給手続を実施しなくてもよいプロジェクトに対する投資方針決定を得た日から 3 年以内に最低 6 兆ドンを支出する投資プロジェクト
 - d) 農村で 500 人以上の労働者（パートタイム労働者及び 12 か月未満の労働契約を有する労働者を含まない）を使用するプロジェクト
 - d) ハイテクに関する法令及び科学技術に関する法令に従った、ハイテク企業、科学及び技術企業、科学及び技術組織
2. 投資優遇適用原則は：
- a) この条 1 項 c 号に規定する投資プロジェクトは、特別に困難な経済 - 社会条件を有する地域における投資プロジェクトに対して規定するものと同じ投資優遇を享受できる。
 - b) この条 1 項 d 号に規定する投資プロジェクトは、困難な経済 - 社会条件を有する地域における投資プロジェクトに対して規定するものと同じ投資優遇を享受できる。
 - c) 困難な経済 - 社会条件を有する地域において実施する投資優遇分野、業種に属する投資プロジェクトは、特別に困難な経済 - 社会条件を有する地域における投資プロジェクトに対して規定するものと同じ投資優遇を享受できる。
 - d) 相互に程度が異なる複数の投資優遇の享受条件を満たす投資プロジェクトには、最も高い優遇の程度を適用する。
 - d) この議定別表 2 の 55 に規定する工業区、輸出加工区における投資プロジェクトに対する法人税の優遇は、法人税に関する法令の規定に従って実施する。
 - e) この議定別表 2 の 55 に規定する工業区、輸出加工区の地域に従った土地賃料の優遇は、特別都市、中央直属の 1 種都市及び省に属する 1 種都市の区に属する工業区、輸出加工区における投資プロジェクトに対して適用しない。

第 17 条 投資優遇適用手続

1. 投資登録証明書、投資方針決定文書に記載される投資優遇は以下のすべての内容を含む。
 - a) この議定 16 条の規定に従った投資優遇を享受する対象及び条件
 - b) 租税に関する法令及び土地に関する法令の規定に従った投資優遇の適用根拠

2. 投資登録証明書又は投資方針決定が発給される投資プロジェクトについては、投資家は投資登録書又は投資方針決定書に規定された投資優遇内容を投資優遇享受の根拠とする。科学技術企業に対する投資優遇適用根拠は、科学技術企業証明書である。
3. この条 2 項が規定する場合に属さない投資プロジェクトについては、投資家は、この議定 16 条 1 項、投資優遇確定及び投資優遇適用機関における投資優遇享受手続の実施に関連を有する法令に規定する投資優遇対象を根拠とする。
4. 以下の各場合において投資優遇は調整される：
 - a) 投資家が投資優遇を追加的に享受する条件を満たした場合、投資家は残存する投資優遇期間において、その投資優遇を享受できる。
 - b) 投資プロジェクトが投資登録証明書、投資方針決定に規定された投資優遇の享受条件を満たさない場合、投資家は投資登録書、投資方針決定書に従った投資優遇を享受できない。投資プロジェクトがその他の投資優遇の享受条件を満たす場合、投資家はその条件に従った優遇を享受できる。
 - c) 投資プロジェクトが投資優遇の享受条件を満たさない期間を有する場合、投資家は、投資優遇の享受条件を満たさない間、投資優遇を享受できない。
5. 経済組織の種類変更、所有の変更、消滅分割、存続分割、吸収合併、新設合併、投資プロジェクト譲渡によって、投資プロジェクトを設立又は実施する新しい経済組織は、変更、消滅分割、存続分割、吸収合併、新設合併、譲渡前の投資プロジェクトの投資優遇を継承する。

第 2 節 工業団地・輸出加工区・ハイテクパーク・経済区に対する投資支援

第 18 条 工業団地・輸出加工区のインフラストラクチャ建設投資支援

1. 困難な経済 - 社会条件を有する地域、又は特別困難な経済 - 社会条件を有する地域の工業団地、輸出加工区のインフラストラクチャ建設のための中央予算による投資支援の範囲、対象、原則、指標、基準量は、段階ごとに決裁された投資目標プログラムに従って実施される。
2. 省級人民委員会は、工業団地、輸出加工区内外で、技術インフラストラクチャシステムの発展投資支援のための地方予算を確保する。

第 19 条 経済区・ハイテクパークの技術インフラストラクチャ・社会インフラストラクチャシステム発展投資支援

1. 国家予算による資金は、以下の各活動支援のために配置される：

- a) 経済区，ハイテクパークの技術インフラストラクチャ，社会インフラストラクチャシステム発展投資；経済区の技術インフラストラクチャ，社会インフラストラクチャシステム及び重要な公共サービス事業の発展投資
 - b) ハイテクパーク，経済区の各職能区における賠償，更地化，爆弾，爆発物の破壊
 - c) 労働者居住区，経済区，ハイテクパークにおいて土地を収用された者に対する再定住，再耕作区の賠償，更地化，技術インフラストラクチャ，社会インフラストラクチャ建設
 - d) ハイテクパーク，経済区の各職能区の環境基準を達成するための廃棄物集中処理地域，排水集中処理システムの建設投資
2. この条 1 項に規定する支援形式に加えて，ハイテクパークは，ハイテクパークに関する法令の規定に従って，技術インフラストラクチャ発展投資についての，その他の支援政策を享受できる。
 3. 政府首相は，ハイテクパークにおける住宅発展政策を決定する。

第 20 条 工業団地・輸出加工区の技術インフラストラクチャシステム投資

1. 工業団地，輸出加工区の技術インフラストラクチャシステムの経営投資活動は，決裁権限を有する発給済みの工業団地，輸出加工区の建設詳細企画に適合しなければならない。
2. 困難な経済 - 社会条件を有する地域については，地方の具体的条件に基づき，省級人民委員会は，工業団地，輸出加工区の技術インフラストラクチャの建設及び経営投資プロジェクト投資家となる機関の設立決定又は収入のある公的機関にその役割を交付する決定を，政府首相に提出する。

第四章 投資活動の実施

第 1 節 投資プロジェクト実施に関する総則

第 21 条 投資プロジェクトに関する情報の公表及び供給責任

1. 投資登録機関，企画，天然資源環境に関する国家管理機関，及びその他の国家管理機関は，法令の規定に従って，投資プロジェクトの企画，一覧を十分に公表し，公開する責任を負う。
2. 投資家が，投資プロジェクトの企画，一覧に関する情報及び投資プロジェクトに関連するその他の情報の提供要請をする場合，この条 1 項に規定する機関は，権限に従って，投資家の提議文書を受領した日から 5 営業日以内に，投資家に対して情報を提供する責任を負う。

3. 投資家は、投資登録書類作成のために、この条 1 項及び 2 項の規定に従って情報を使用する権利を負う。

第 22 条 投資プロジェクト実施手順

1. プロジェクトごとの性質、規模及び条件に応じて、投資家は以下の一つ又はいくつかの手段を実施することができる：
 - a) 投資法及びこの議定に従った投資方針の決定、投資登録証明書の発給；
 - b) 経済組織設立の形式に従った投資の外国投資家については、この議定 44 条の規定に従った経済組織の設立；
 - c) 土地に関する法令の規定に従った、土地交付、土地再交付、土地賃貸、土地再賃貸、土地使用目的変更許可手段の実施（もしあれば）；
 - d) 建設に関する法令の規定に従った建設についての手続の実施。
2. 土地使用権の競落、又は土地を使用するプロジェクトの入札を落札した投資家は、競落結果決裁決定文書、投資家の選択結果決裁文書、並びに投資、建設に関する法令及び関連する法令に従って、投資プロジェクトを実施するが、投資方針決定手段を実施する必要はない。

第 23 条 国家外国投資情報システム上の投資手段の実施

1. 投資登録証明書の発給、調整手段の前に、投資家がオンラインで投資プロジェクトに関する情報を国家外国投資情報システム上で公開する。オンラインで書類を公開した日から 15 日以内に、投資家は投資登録証明書の発給、調整書類を投資登録機関に提出する。
2. 投資登録機関が書類を受領した後、投資家は、書類処理状況を注視するため、国家外国投資情報システムにアクセスするアカウントを発給される。
3. 投資登録機関は、投資登録書類の受領、処理、結果返却、書類処理状況の更新及び投資プロジェクトコード発給のため、国家外国投資情報システムを使用する。
4. 国家外国投資情報システムに事故が生じてアクセスできない場合、投資登録機関は以下の予防手段に従って投資登録証明書を発給する：
 - a) 投資登録機関は、文書による投資登録証明書発給の提議を受領し、計画投資省に投資プロジェクトに対するコード発給を提議する。投資登録機関の提議受領日から 2 営業日以内に、計画投資省は投資コードを発給して投資登録機関に通知する。
 - b) 投資登録証明書が予防手段に従って発給された日から 5 営業日以内に、投資登録機関は、国家外国投資情報システムにおける投資プロジェクトに関する情報を更新する。

第 24 条 外国投資家の投資手続及び企業登録手続解決を協同するメカニズム

1. 投資法, この議定及び企業に関する法令の規定に従った投資登録証明書の発給手続及び企業登記手続以外に, 外国投資家は以下の手順に従った各手続を実施する権利を有する;
 - a) 投資家は, 投資登録書類及び企業設立登記書類を投資登録機関に提出する;
 - b) 書類受領から 10 営業日以内に, 投資登録機関は企業設立登記書類を経営登記機関に送付する;
 - c) 企業設立登記書類受領から 2 営業日以内に, 経営登記機関は書類の合法性を審査し, 意見を投資登録機関に送付する;
 - d) 投資登録書類若しくは企業設立登記書類の調整又は補充の場合, 投資登録機関は合法でない内容の全てに関して, 書類受領の日から投資家に対して 5 営業日以内に 1 回通知する;
 - d) 受領済みの投資登録書類及び企業設立登記書類に基づいて, 投資登録機関及び経営登記機関は書類の処理及び投資登録機関における結果の返済につき協同する責任を有する。
2. 計画投資省は, この条 1 項が規定する手続の実施及び投資登録機関と経営登記官との協同を要請するその他の手続を案内する。

第 25 条 投資方針決定が必要な投資プロジェクト審査意見収集手続

1. 投資方針を決定するための投資プロジェクト審査過程において, 計画投資省及び投資登録機関は, 権限を有する国家機関から, その管理範囲に属する投資プロジェクト内容に関して意見を収集する。意見収集の文書は, この議定 30 条 3 項の規定に従った意見を含む提議の内容並びに投資法及びこの議定に従った回答期限を確定しなければならない。
2. 権限を有する国家機関は, 以前に権限を有する他の国家機関が審査し, 決裁した内容を再審査しない。
3. 権限を有する国家機関が決裁した企画を有さない, 又は企画の適用対象でない地域での実施を予定する投資プロジェクトについては, 投資方針決定権限を有する国家機関に提出するため, 投資登録機関は国家管理機関から企画に関する意見を収集する。
4. 省級人民委員会の決定権限に属する, 島, 国境地帯, 海に沿った社, 坊, 市鎮の土地を使用する外国投資家の投資プロジェクトについては, 投資登録機関は, 権限を有する機関が決裁した企画に適合する工業団地, 輸出加工区, ハイテクパーク, 経済区で実施される投資プロジェクトを除き, 投資方針決定手続実施過程において土地に関する法令の規定に従って関連機関の意見を収集する。

第 26 条 投資プロジェクト実施責任

1. 投資プロジェクト実施展開過程において、投資家は投資、建設、土地環境保護、労働に関する法令及び関連を有する法令の規定を順守する責任を有する。
2. 投資登録証明書、投資方針決定文書に従って実施される投資プロジェクトについては、投資家は投資登録証明書、投資方針決定書及び関連を有する法令に規定する正しい内容に従って投資プロジェクトを実施展開する責任を有する。
3. 投資家は、投資法、この議定及び関連法令の規定に従って投資活動報告制度を実施し；投資活動の検査、監察のため法令の規定に従った権限を有する国家機関に関連文書、資料、情報を供給する責任を有する。

第 27 条 投資プロジェクト実施の保証

1. 投資家は、以下の場合を除き、投資プロジェクト実施のため国家から土地の交付を受け、賃借し、土地使用目的変更許可を受ける場合、保証金を預託しなければならない。
 - a) 投資プロジェクト実施のため土地使用権を競落した投資家が、国家から、国家が土地使用料を得る土地の交付を受け、国家が全賃貸期間中の賃料を 1 回払いで得る土地を賃借する；
 - b) 投資家が、入札に関する法令の規定に従って、土地使用権を有する投資プロジェクト実施を入札して落札した；
 - c) 投資家が、投資登録証明書、投資方針決定文書の規定する進度に従った保証金預託を実施済み又は出資、資本動員の完了済みの投資プロジェクト譲渡を受けたことに基づき、国家から土地の交付を受け、土地賃借をする；
 - d) 投資家が、その他の土地使用者の土地使用権、土地付着財産譲渡を受領したことに基づく投資プロジェクト実施のため、国家から土地の交付を受け、土地賃借をする；
 - d) 投資家が、権限ある国家機関の決定により設立されたハイテクパーク開発を行う、収入がある事業体、会社で、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区における職能区のインフラストラクチャ開発のため国家から土地交付を受け、土地賃借をする投資プロジェクトを実施する。
2. この条 1 項の規定に従った保証金の預託は、投資プロジェクトが投資方針決定を受けた後で土地交付を受け、土地賃借をし、土地使用目的変更許可を受ける前に経営登記機関と投資家の間の文書による合意に基づき実施される；投資方針決定が不要な投資プロジェクトの保証金預託の時点は、土地交付、土地賃借、土地使用目的変更許可を受けたときである。

3. 保証金預託の金額は、以下の部分ごとの累進原則に従って、投資方針決定文書又は投資登録証明書に記載される投資家の投資資本のパーセントの比率によって計算される：
 - a) 3000 億ドンまでの資本部分について、保証金額は 3%である。
 - b) 3000 億ドンから 1 兆ドンまでの資本部分について、保証金額は 2%である。
 - c) 1 兆ドンを超える資本部分について、保証金額は 1%である。
4. この条 3 項の規定に従ったプロジェクトの投資資本は、国家に納入する土地使用料、土地賃料及び投資プロジェクト属する公共事業費用を含まない。国家から土地交付を受け、土地賃借をする投資プロジェクトは、段階ごとの保証金額は、土地交付、土地賃借の段階ごとに対して相応なプロジェクトの投資資本に従って計算される。
5. 保証金額は、投資家の選択に従って、ベトナムにある商業銀行に開設された投資登録機関の口座に納入される²。投資家は保証金口座の開設、維持に関連する費用を支払う責任を負い、保証金口座に関連する取引を実施する。
6. 以下の場合、投資家は保証金額を減ずることができる：
 - a) 投資優遇分野、業種に属する投資プロジェクト；困難な経済 - 社会条件を有する地域での投資プロジェクト；工業団地、輸出加工区のインフラストラクチャ機構を建設、経営する投資プロジェクトを含めた、工業団地、輸出加工区で実施する投資プロジェクト、について、保証金額の 25%を減ずる；
 - b) 投資特別優遇分野、業種に属する投資プロジェクト；特別困難な経済 - 社会条件を有する地域での投資プロジェクト；困難な社会 - 経済条件を有する地点で実施する投資優遇分野、業種に属する投資プロジェクト；高度工業区、経済区のインフラストラクチャ機構の建設、経営をする投資プロジェクトを含めた、ハイテクパーク、経済区で実施する投資プロジェクト、について、保証金額の 50%を減ずる。
7. 土地更地化、再定住の費用の一部を前払いした投資家は、前払い済みの土地更地化、再定住について相当する保証義務履行を延期することができる。
8. 投資家は、以下の原則に従って、保証金の償還を受ける：
 - a) 投資登録証明書又は投資方針決定文書に規定される進捗に送れることなく、土地交付、土地賃借、土地使用目的変更許可手続を完了し、建設活動（もしあれば）を実施するための各許可、その他承認書類の発給を得た時点で、投資家は保証金の 50%を償還される。

² 投資登録機関が複数の銀行口座を持っている場合、投資家が保証金を納付する口座を選択できることを意味していると思われる。

- b) 投資プロジェクトが投資登録証明書又は投資方針決定文書に規定される進度に送れることなく投資プロジェクトが活動するための機械、設備の建設及び準備事業の検査後受領を完成した時点で、投資家は保証金残金及び保証金口座より発生する利息（もしあれば）を償還される。
 - c) プロジェクトの投資資本を減ずる場合、投資家は、投資（調整）登録証明書又は投資方針調整決定文書に従って減少する投資資本に相当する保証金を償還される。
 - d) 各行政手続実施過程において投資プロジェクトが不可抗力又は権限を有する国家機関の故意過失により、引き続き実施できない場合、投資家は投資登録機関との合意に従って保証金額の償還を検討される。
9. 保証金は、この条 8 項に規定する場合を除き、国家予算に納入される。
10. 投資プロジェクトが保証条件を変更する調整をする場合、投資登録機関及び投資家は、この条の規定に従って、保証の調整を合意する。

第 2 節 投資方針決定・投資登録証明書発給手続

第 28 条 投資登録証明書受領・発給・調整及び回収権限

1. 計画投資局は、以下の投資について、投資登録証明書の受領、発給、調整、回収を行う：
 - a) 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区以外の投資プロジェクト
 - b) 工業団地、輸出加工区、ハイテクパークのインフラストラクチャ構造開発投資プロジェクト並びに工業団地、輸出加工区及びハイテクパークの管理委員会が未設立の地方にある工業団地、輸出加工区、ハイテクパークにおける投資プロジェクト
2. 以下から構成される工業団地、輸出加工区、経済区における投資プロジェクトについては、工業団地、輸出加工区及び経済区の管理委員会が投資登録証明書の受領、発給、調整、回収を行う：
 - a) 工業区、輸出加工区、ハイテクパークインフラストラクチャ構造開発投資プロジェクト
 - b) 工業区、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区内で実施する投資プロジェクト
3. 投資家が本部住所又は投資プロジェクト実施のための運営事務所を置いている、若しくは置く予定の地の計画投資局は以下の投資プロジェクトについて投資登録証明書の受領、発給、調整、回収を行う：
 - a) 2つ以上の省、中央直轄市を範囲として実施される投資プロジェクト

- b) 工業区, 輸出加工区, ハイテクパーク及び経済区の内外で同時に実施される投資プロジェクト
4. この条 1, 2 及び 3 項に規定する機関は, 投資許可書, 投資優遇証明書, 投資証明書又は投資法が施行効力を有する前に投資家に発給された同等の法律上の価値を有するその他の書類の調整及び回収権限を有する国家機関である。

第 29 条 投資方針決定の対象に属さない投資家に対する投資登録証明書発給 手続

1. 投資家は, 投資法 33 条 1 項の規定に従って投資登録書類 1 部を投資登録機関に対して提出する。
2. 活動開始済みの投資プロジェクトについては, 投資家は, この条 1 項の規定に従って書類を提出するが, 開始時点から投資登録証明書発給提議の時点までは投資プロジェクト実施状況報告書をもって替えることができる。
3. 投資登録機関は, 以下の各条件に適合しているのであれば, この条 1 項の規定に従った適式な書類受領の日から 15 日以内に投資家に対して投資登録証明書を発給する。
 - a) 投資プロジェクトの目標が経営投資禁止分野, 業種に属さない
 - b) 投資家がこの議定 10 条 1 項の規定に従った外国投資家に対する投資条件に適合する (もしあれば)

第 30 条 省級人民委員会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトに対する投資登録証明書発給手続

1. 省級人民委員会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトは, 投資法 32 条に規定する。
2. 投資家は, 投資法 33 条 1 項の規定に従って投資登録書類 4 部を, 投資プロジェクト実施予定地の投資登録機関に提出する。
3. 投資登録機関は, 権限を有する国家機関から, その管理範囲に属する投資プロジェクトの内容に関して審査意見を収集する。その意見は以下からなる:
 - a) 投資プロジェクトの経済 - 社会発展総体企画, 分野発展企画及び土地使用企画との適合性;
 - b) 土地使用の必要性, 土地交付, 土地賃貸, 土地使用目的変更許可の条件 (土地交付, 土地賃貸, 土地使用目的変更許可を受けるプロジェクトについて);
 - c) 外国投資家に対する投資条件 (外国投資家に対する条件付き投資分野, 業種に属する目標を有するプロジェクトについて);

- d) 投資優遇及び投資優遇享受条件（投資優遇享受対象に属するプロジェクトについて）；
 - d) 投資プロジェクトにおいて使用する技術（投資法 32 条 1 項 b 号に規定する技術譲渡に関する法令の規定に従った譲渡制限技術を使用するプロジェクトについて）。
4. 省級人民委員会の投資方針決定手順，手続，内容は，投資法 33 条 2,3,4,5,6,7 及び 8 項の規定に従って実施される。
 5. この条 2 項の規定に従った適式な書類受領の日から 25 日以内に，投資登録機関は審査報告書を作成して省級人民委員会に提出する。審査報告書受領から 7 営業日以内に，省級人民委員会は投資方針を検討して決定する。
 6. 省級人民委員会の投資方針決定文書を受領した日から 5 営業日以内に，投資登録機関は投資家に投資登録証明書を発給する。
 7. 国家から，競売，入札を経ない土地の交付を受け，賃借する，土地所有権又は土地付着財産の譲渡を受ける投資プロジェクト，投資法 32 条 1 項 a 号が規定する土地使用目的変更要請を有し，権限を有する機関に決裁された企画に適合する工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区で実施される投資プロジェクトに対して，投資登録機関は，投資登録証明書を適式な書類受領の日から 25 日以内に投資家に発給するため，この条 3 項の規定に従って審査意見を収集するが，投資方針を決定する省級人民委員会に提出する必要はない。

第 31 条 政府首相の投資方針決定権限に属するプロジェクトに対する投資登録証明書発給手続

1. 政府首相の投資方針決定権限に属するプロジェクトは投資法 31 条に規定する。
2. 投資家は，投資法 34 条 1 項の規定に従った投資登録書類 8 部を，投資プロジェクトが実施を予定する地の投資登録機関に提出する。
3. この条 2 項に規定する適式な書類を受領した日から 3 営業日以内に，投資登録機関は，計画投資省に 2 部送付すると同時に，この議定 30 条 3 項に規定する内容に関して意見を収集するために投資プロジェクトと関連する権限を有する国家機関に書類を送付する。
4. 投資登録機関の提議受領の日から 15 日以内に，この条 3 項に規定する機関は自らの国家管理範囲に属する内容に関して意見を収集して投資登録機関及び計画投資省に送付する。
5. この条 2 項の規定に従った適式な書類受領の日から 25 日以内に，投資登録機関は，以下の内容に関して，検討して意見を有する省級人民委員会に提出して，その結果を計画投資省に送付する：

- a) 土地に関する法令の規定に従った土地使用の必要性，土地交付，土地賃貸，土地使用目的変更許可の条件（土地交付，土地賃貸，土地使用目的許可を受けるプロジェクトについて）；
 - b) 土地交付，土地賃貸，土地使用目的許可を受けるプロジェクトについて，更地化，移住，再定住（もしあれば）の計画案；
 - c) 省級人民委員会の権限に属するその他の内容（もしあれば）。
6. 省級人民委員会の意見を受領した日から 15 日以内に，計画投資省は投資法 33 条 6 項が規定する内容からなる審査報告書を作成して投資方針を決定する政府首相に提出する。
7. 計画投資省の審査報告書を受領してから 7 営業日以内に，政府首相は投資法 33 条 8 項に規定する投資方針を決定する。投資方針決定文書は計画投資省，省級人民委員会及び投資登録機関に送付される。
8. 投資方針決定文書受領の日から 5 営業日以内に，投資登録機関は投資家に対して投資登録証明書を発給する。
9. 権限を有する機関が決裁した企画に適合する投資法 31 条 2 項に規定する 5 兆ドン以上の投資資本規模を有する投資プロジェクトについては，投資登録機関は，以下の規定に従った投資登録証明書発給手続実施のため，計画投資省及びこの議定 30 条 3 項が規定する関連を有する機関の意見を収集する：
- a) この議定 28 条 1 項及び 3 項に規定する投資プロジェクトについては，計画投資省及び関連を有する機関の意見を受領した日から 5 営業日以内に，投資登録機関は審査報告書を作成して投資方針を決定する省級人民委員会に提出する。投資登録機関による審査報告書受領の日から 5 営業日以内に，省級人民委員会は投資方針を決定する。省級人民委員会による投資方針決定文書受領の日から 5 営業日以内に，投資登録機関は投資家に対して投資登録証明書を発給する；
 - b) この議定 28 条 2 項に規定する投資プロジェクトについては，計画投資省及び関連を有する機関による意見受領の日から 5 営業日以内に，工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区の管理委員会は投資家に対して投資登録証明書を発給する。

第 32 条 投資登録証明書の発給が不要なプロジェクトに対する投資方針決定 手続

1. 投資登録証明書の発給を必要としないプロジェクトについての投資方針決定は，この議定 30 条及び 31 条の規定に従って実施される。
2. 国家から，競売，入札を経ない土地の交付を受け，賃借する，土地使用権又は土地付着財産の譲渡を受ける投資プロジェクト，投資法 32 条 1 項 a 号が規定する土地使用目的変更要請を有し，権限を有する機関に決裁された企画

に適合する工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区で実施される投資プロジェクトに対して、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会は、投資方針を決定するため、この議定 30 条 3 項に規定する審査意見を収集する。

3. 権限を有する機関が決裁した企画に適合する投資法 31 条 2 項に規定する 5 兆ドン以上の投資資本規模を有する投資プロジェクトについては、投資登録機関が、以下の規定に従った投資方針を決定するために、計画投資省及びこの議定 30 条 3 項の規定に従った権限を有する国家機関の審査意見を収集する。
 - a) この議定 28 条 1 項及び 3 項に規定する投資プロジェクトについては、計画投資省及び関連を有する機関の意見を受領した日から 5 営業日以内に、投資登録機関を作成して、投資方針を決定する省級人民委員会に提出する。投資登録機関による審査報告書受領の日から 5 営業日以内に、省級人民委員会は投資方針を決定する。投資方針決定文書は計画投資省、投資登録機関及び投資家に送付される；
 - b) この議定 28 条 2 項に規定する投資プロジェクトについては、計画投資省及び関連を有する機関による意見を受領した日から 5 営業日以内に、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会が検討して投資方針を決定する。投資方針決定文書は計画投資省及び投資家に送付される。

第 3 節 投資登録証明書・投資方針決定の調整手続

第 33 条 投資方針決定が不要な投資プロジェクトについての投資登録証明書調整手続

1. 投資プロジェクト名、投資家の住所の変更、又は投資家名の変更をする場合、投資家は投資プロジェクト調整提議文書を投資家の名称、住所又は投資プロジェクト名の変更に関連する資料に添付して投資登録機関に提出する。投資登録機関は、投資登録証明書調整提議文書受領の日から 3 営業日以内に、投資登録証明書を調整して投資家に交付する。
2. 投資プロジェクト実施地域、土地使用面積；投資プロジェクトの目標、規模；出資及び資金源動員の進捗状況；プロジェクトの活動期間；投資プロジェクト実施の進捗状況；投資プロジェクトを実施する投資家に対する投資優遇、支援（もしあれば）及び条件（もしあれば）を調整する場合、投資家は投資登録機関に書類 1 部を提出する。書類は以下からなる。
 - a) 投資プロジェクト調整提議文書
 - b) 調整時点の投資プロジェクト展開状況報告書

- c) 投資プロジェクト調整に関する投資家の決定書（投資法 39 条 4,5,6,7,8 及び 10 項に規定する内容を調整する場合について）
 - d) 投資法 33 条 1 項 b,c,d,d,e,g 号に規定する内容の調整についての説明書又は関連書類の提供（もしあれば）
3. この条 2 項に規定する適式な書類の受領の日から 10 営業日以内に、投資登録機関は投資登録証明書を調整して投資家に交付する。
4. 投資家の調整はこの議定 37, 38 及び 39 条に規定する手続に従って実施される。

第 34 条 省級人民委員会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトに対する投資登録証明書調整手続

1. 投資目標、地点、基本的技術の調整；投資プロジェクトの目標、規模及び稼働能力の変更のための投資総資本の 10% を超える投資資金の増減；投資プロジェクト実施期間の調整及び投資家に対する条件の変更（もしあれば）をする場合、投資家は、以下の規定に従って、投資登録証明書調整手続を実施する：
- a) 投資家は、この議定 33 条 2 項に規定する書類 4 部を投資登録機関に提出する；
 - b) 適式な書類受領の日から 3 営業日以内に、投資登録機関は、調整内容に関する意見を収集するため、関連する権限を有する国家機関に書類を送付する；
 - c) 投資登録機関の提議受領の日から 10 営業日以内に、この項 b 号に規定する機関は自らの管理範囲に属する調整範囲に関して意見を持つ；
 - d) この項 c 号に規定する機関の意見受領の日から 5 営業日以内に、投資登録機関は、省級人民委員会に提出するため、投資プロジェクト調整内容の審査報告書を作成する；
 - d) 投資登録機関の審査報告書受領の日から 5 営業日以内に、省級人民委員会は投資方針調整を決定して、投資登録機関に送付する；
 - e) 省級人民委員会の投資方針調整決定文書に基づき、投資登録機関は、省級人民委員会の投資方針調整決定文書受領の日から 3 営業日以内に、投資家に対して投資登録証明書を調整する。
2. この条 1 項に規定されない内容調整の場合、投資家はこの議定 33 条に相当する規定に従った手続を実施する。

第 35 条 政府首相の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトに対する投資登録証明書調整手続

1. 投資目標、地点、基本的技術の調整；投資プロジェクトの目標、規模及び稼働能力の変更のための投資総資本の 10%を超える投資資金の増減；投資プロジェクト実施期間の調整及び投資家に対する条件の変更（もしあれば）をする場合、投資家は、以下の規定に従って、投資登録証明書調整手続を実施する：
 - a) 投資家は、この議定 33 条 2 項に規定する書類 8 部を投資登録期間に提出する；
 - b) この項 a 号の規定に従った適式な書類受領の日から 3 営業日以内に、投資登録機関は、調整内容に関連するこの議定 33 条 3 項に規定する内容に関する意見を収集するため、計画投資省に書類 2 部を送付し、同時に関連を有する国家機関に書類を送付する；
 - c) 投資登録機関の提議受領の日から 10 営業日以内に、この項 b 号に規定する機関は自らの管理範囲に属する内容に関して意見を有する；
 - d) この項 a 号の規定に従った適式な書類受領の日から 20 日以内に、投資登録機関は、この議定 31 条 5 項に規定する内容で、調整内容に関連するものに関して、検討して意見を有する省級人民委員会に提出して、その結果を計画投資省に送付する；
 - d) この項 d 号が規定する省級人民委員会の意見受領の日から 15 日以内に、計画投資省は調整内容の審査報告書を作成して、投資方針調整を決定する政府首相に提出する；
 - e) 計画投資省の審査報告書受領の日から 7 営業日以内に、政府首相は投資方針調整を調査し、決定する。投資方針決定文書は計画投資省、省級人民委員会及び投資登録機関に送付される；
 - g) 投資方針調整決定文書受領の日から 5 営業日以内に、投資登録機関は投資家に対して投資登録証明書を調整する。
2. この条 1 項に規定されない内容を調整する場合、投資家はこの議定 33 条に相当する規定に従った手続を実施する。

第 36 条 投資登録証明書の発給が不要な投資家に対する投資方針決定調整手続

1. 投資方針決定を必要とするが投資登録証明書発給を必要としない投資プロジェクトの調整の際には、投資家は以下の場合において投資方針決定調整手続を実施する：
 - a) 投資目標、地域、基本的技術の調整；
 - b) 投資プロジェクトの目標、規模及び稼働能力の変更のための投資総資本の 10%を超える増減

- c) 投資プロジェクトの実施期間の調整及び投資家に対する条件変更（もしあれば）
2. 投資方針調整決定の手順、手続は、この議定 34 条及び 35 条の相当な規定に従って実施する。
3. この議定 32 条 2 項に規定する投資プロジェクトについては、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区の管理委員会が、調整内容に関係するこの議定 30 条 3 項の規定に従って、審査意見を収集する。審査意見受領の日から 5 営業日以内に、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区の管理委員会は、投資方針調整決定をする。
4. この議定 32 条 3 項に規定するプロジェクトについては、以下の規定に従った投資方針調整のため、投資登録機関が計画投資省及び調整内容と関係するこの議定 30 条 3 項の規定に従った権限を有する国家機関の意見を収集する：
 - a) この議定 32 条 3 項 a 号に規定する投資プロジェクトについては、計画投資省及び関連を有する機関の意見を受領した日から 5 営業日以内に、投資登録機関は審査報告書を作成して、投資方針調整決定をする省級人民委員会に提出する。省級人民委員会は、投資登録機関の審査報告書受領の日から 5 営業日以内に、投資方針調整決定をする。投資方針決定文書は、計画投資省、投資登録機関及び投資家に送付される；
 - b) この議定 32 条 3 項 b 号に規定する投資プロジェクトについては、計画投資省及び関連を有する機関の意見を受領した日から 5 営業日以内に、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会は投資方針調整を検討し、決定する。投資方針調整決定文書は、計画投資省及び投資家に送付される。

第 37 条 投資プロジェクト譲渡の場合における投資家変更手続

1. 投資家は、投資法 45 条 1 項の規定する条件に従って、自らの投資プロジェクトの一部または全部を他の投資家に譲渡する権利がある。収入が発生するプロジェクト譲渡の場合、投資プロジェクトを譲渡する投資家は法令の規定に従った租税に関する義務を負う。
2. 投資登録証明書に従うが投資方針決定を必要としない活動をする投資プロジェクトについて、投資家の変更手続は：
 - a) 投資プロジェクトを譲渡する投資家は投資登録機関に資料を 1 部提出する。その資料は以下からなる：投資プロジェクト調整提議文書；投資プロジェクト譲渡時点の投資プロジェクト実施状況報告書；投資プロジェクト譲渡契約書又は同等の法律価値を有するその他の資料；譲渡を受ける投資家が個人の場合人民証明書、身分証明カード又はパスポートの写し、譲渡を受ける投資家が組織の場合、企業登記証明書、同等の法律価値を有する

その他資料の写し；投資登録証明書又は投資方針決定文書の写し（もしあれば）；BCC 契約に従った投資プロジェクトについては BCC 契約の写し；投資プロジェクト譲渡を受ける投資家の以下の各資料の一つの写し；投資家の直近 2 年間の財政報告書，親会社の財政支援誓約書，財政組織の財政支援誓約書，投資家の財政能力に関する保証，投資家の財政能力説明資料；

- b) 投資登録機関は、この項 a 号の規定に従った適式な書類受領の日から 10 営業日以内に投資登録証明書を調整するため、投資法 45 条 1 項の規定に従った投資プロジェクト譲渡条件を検討する。
3. 投資登録証明書に従い、省級人民委員会の投資方針決定を必要とする投資プロジェクトについて、投資家変更手続は：
- a) 投資プロジェクトを譲渡する投資家はこの条 2 項 a 号の規定に従って投資登録機関に書類 4 部を送付する；
 - b) この項 a 号の規定に従った適式な書類受領の日から 3 営業日以内に、投資法 45 条 1 項が規定する投資プロジェクト譲渡条件に関する審査意見を収集するため、投資登録機関は権限を有する国家機関に送付する；
 - c) 投資登録機関の提議受領の日から 10 営業日以内に、この項 b 号に規定する機関は自らの管理範囲に属する譲渡条件に関して意見を収集する。
 - d) 適式な書類受領の日から 20 日以内に、投資登録機関は投資法 45 条 1 項の規定に従ったプロジェクト譲渡条件適合に関する報告書を作成し、省級人民委員会に提出する。
 - d) 投資登録機関の報告書受領の日から 5 営業日以内に、省級人民委員会は投資方針調整を検討して、決定する。
 - e) 投資方針調整決定文書受領の日から 3 営業日以内に、投資登録機関は投資プロジェクトの譲渡を受ける投資家に対して、投資登録証明書を調整する。
4. 投資登録証明書に従って活動し、政府首相の投資方針決定を必要とする投資プロジェクトについて、投資家変更手続は：
- a) 投資プロジェクトを譲渡する投資家は、この条 2 項 a 号の規定に従った書類 8 部を投資登録機関に提出する；
 - b) この項 a 号の規定に従った適式な書類受領の日から 3 営業日以内に、投資法 45 条 1 項に規定する投資プロジェクト譲渡条件に関して審査意見を収集するため、投資登録機関は権限を有する国家機関に書類を送付する；
 - c) 投資登録機関の提議受領の日から 10 営業日以内に、この項 b 号に規定する機関は自らの管理範囲に属する譲渡条件に関して意見を収集する；

- d) この項 a 号の規定に従った適式な書類受領の日から 25 日以内に、投資登録機関は、投資法 45 条 1 項 c 号及び d 号に規定する内容に関して、検討して意見を有する省級人民委員会に提出して、その結果を計画投資省に送付する；
 - d) 省級人民委員会の意見受領の日から 10 営業日以内に、計画投資省は投資法 45 条 1 項の規定に従って投資プロジェクト譲渡条件に関する審査報告書を作成する；
 - e) 計画投資省の審査報告書受領の日から 7 営業日以内に、政府首相は投資方針を検討し、決定する。投資方針調整決定文書は計画投資省、省級人民委員会及び投資登録機関に送付される。
 - g) 投資方針調整決定文書受領の日から 5 営業日以内に、投資登録機関は投資プロジェクト譲渡を受ける投資家に対して、投資登録証明書を調整する。
5. 投資方針決定を必要とするが、投資登録証明書を必要としないプロジェクトについて、投資家変更の手続はこの条 3 項及び 4 項の相当な規定に従って実施する。
6. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会（以下、管理委員会と総称する）の投資方針決定に従って実施されるプロジェクトについては、投資法 45 条 1 項に規定する条件に適合する時、管理委員会が投資方針調整を決定する。
7. 投資方針決定済みの投資プロジェクト並びに出資、資本投下及びプロジェクトの開発、運行済み投資家についてはこの条 3, 4, 5 及び 6 項の規定に従った投資方針決定調整手続を実施する必要はない。投資登録証明書に従って実施されるプロジェクトの場合は、投資家はこの条 2 項の規定に従った投資登録証明書調整手続を実施する。
8. 外国投資家が投資プロジェクトの譲渡を受け、その投資プロジェクト実施のため経済組織を設立する場合、投資登録証明書発給又は調整手続を実施し、その後、経済組織の種類に相当する法令の規定に従って経済組織設立手続を実施する。

第 38 条 消滅分割・存続分割・新設合併・吸収合併・経済組織の種類変更の場合の投資プロジェクト調整手続

1. 消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併、経済組織の種類変更（以下、組織再編と総称する）を行った経済組織は、組織再編の前に実施済みの投資プロジェクトの投資家の権利義務を承継して引き続き実施することができる。

2. 投資家は、企業に関する法令の規定及び関連を有する法令の規定に従って、組織再編及び投資プロジェクトと関連する財産、権利、義務の処理を決定する。
3. この条 2 項に規定する手続完成後に、投資家は、投資プロジェクト調整のため、投資プロジェクトを実施する地の経営投資機関に書類 1 部を提出する。書類は以下からなる：
 - a) 投資プロジェクト調整提議文書
 - b) 投資プロジェクトを引き継いだ投資家の企業登記証明書又は同等の法的価値を有する資料の写し
 - c) 投資プロジェクトに関連する財産、権利義務の処理についての内容を有する、組織改編に関する投資家の決議又は決定の写し
4. この条 3 項の規定に従った適式な書類受領の日から 15 日以内に、投資登録機関は調整を行って、投資家に投資登録証明書を発給する。
5. 投資登録証明書に従って実施しない投資プロジェクトについては、投資家は、この条 3 項及び 4 項の規定に従った投資家調整手続を実施する必要はない。財産所有権は、民事法令、企業に関する法令及び関連を有する法令の規定に従って、組織再編の後に投資プロジェクトを引き継ぐ投資家に移転する。

第 39 条 裁判所・仲裁の判決・決定に従った投資プロジェクト調整手続

1. 効力を有する裁判所、仲裁の判決、決定に従って調整しなければならない投資プロジェクトについては、投資家はその判決、決定に基づいて投資プロジェクトの調整、受け取り、及び引き続きの実施をする。
2. 投資登録証明書に従って実施する投資プロジェクトについては、投資家は投資プロジェクトを実施する地の投資登録機関に書類 1 部を提出する。書類は以下からなる：
 - a) 投資プロジェクト調整提議文書
 - b) 投資家が個人である場合、人民証明書、身分証明カード又はパスポートの写し、投資家が組織である場合、企業登記証明書、その他法的資格を確認する同等の資料の写し
 - c) 裁判所、仲裁の法令上の効力を有する判決、決定
3. 投資登録機関は、この条 2 項の規定に従った適式な書類受領の日から 15 日以内に投資登録証明書を調整する。

第 40 条 投資登録証明書条の情報の提出・再発給及び訂正の手続

1. 投資登録証明書が紛失又は損壊した場合、投資家は投資登録機関に投資登録証明書の再発給提議文書を提出する。投資登録機関は投資登録証明書再発給提議書受領の日から5営業日以内に投資登録証明書の再発給を検討する。
2. 投資登録証明書上の情報が投資登録書類上の情報と一致しない場合、投資登録機関は、投資家の提議受領の日から3営業日以内に、投資登録証明書上の情報を訂正する。
3. 投資登録証明書の発給を受けたが、投資法36条1項の規定に従った投資登録証明書発給手続の実施を必要としない投資プロジェクトについては、投資家は引き続き投資プロジェクトを実施して、投資登録証明書を再提出することができる（もし必要があれば）。

第4節 投資プロジェクト終了手続

第41条 投資プロジェクト活動終了及び投資登録証明書の回収の条件・手続

1. 投資プロジェクトは、投資法48条1項に規定する場合に活動を終了する。
2. 投資プロジェクトの活動終了は以下の手続に従って実施される：
 - a) 投資法48条1項a号の規定に従った投資プロジェクト活動の終了決定による場合、投資家は、決定の日から15日以内に、投資登録機関に投資プロジェクト活動終了決定を、投資登録証明書（もしあれば）を添付して、送付する；
 - b) 契約、企業定款に規定する条件又は投資法48条1項b号及びc号の規定に従った投資プロジェクト活動期間終了のため投資プロジェクト活動を終了する場合、投資家は、投資プロジェクト活動終了の日から15日以内に、投資登録機関に対して通知を行い、投資登録証明書（もしあれば）を、投資プロジェクト活動終了の承認を記載した資料の写しに添付して再提出する；
 - c) 投資法48条1項d,d,e,g,及びh号の規定に従って投資プロジェクト活動を終了する場合、投資登録機関は投資プロジェクト活動終了を決定すると同時に、投資登録証明書を発給されたプロジェクトについては投資登録証明書を回収する。投資登録証明書は効力を有する投資プロジェクトの活動終了決定の日から効力を失う。
3. 投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は投資許可書に従った活動をする投資プロジェクトについては、投資登録機関は投資プロジェクト活動の終了を決定するが、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は投資許可書を回収しない。この場合、投資証明書（同時に経営登記証明書である）上の、投資許可書の経営登録内容は、引き続き効力を有する。

4. 投資プロジェクト活動終了と同時に経済組織活動を終了する場合、投資プロジェクトはこの条の規定に従って活動を終了し、投資家は経済組織の種類ごとに対応する法令の規定に従って経済組織終了の手續を実施する。
5. 投資プロジェクトが活動を終了した後の、投資プロジェクトの整理は以下のように実施する：
 - a) 投資家は財産整理に関する法令の規定に従って自ら投資活動を整理する；
 - b) 国家から土地の交付を受け、土地を賃借し、土地使用目的変更許可を受けた投資プロジェクトについては、土地使用権及び土地付着財産は土地に関する法令の規定に従って実施される；
 - c) 投資プロジェクト整理過程において、投資家が解散した又は破産状態に陥った経済組織である場合は、投資プロジェクト整理は経済組織の解散、破産に関する法令の規定に従って実施される。

第 42 条 投資登録機関が投資家と連絡ができない場合の投資プロジェクト活動の終了

1. 投資プロジェクトが活動を停止し、投資登録機関が投資家又は投資家の法定代表者と連絡ができない場合、投資登録機関は以下の手續を実施する：
 - a) 投資プロジェクトの活動停止及び投資家と連絡できないことに関して報告書を作る；
 - b) 投資登録機関に投資家が登録した地に来て投資プロジェクトの活動終了を解決するように、投資登録機関に連絡を要請する文書を投資家に送付する。この号の規定に従った文書送付の日から 30 日以内に投資家が連絡しない場合、投資登録機関はこの項 c 号に規定する手續を実施する；
 - c) 投資家への連絡の支援を提議する文書を、投資家の住所地の社級人民委員会（個人である内国投資家に対して）、投資家の国籍の国のベトナムにある外交代表機関（外国投資家に対して）、送付すると同時に、投資プロジェクト活動終了を解決するように、投資家に対して投資登録機関への連絡を要請する通知を外国投資に関する国家情報ポータル上に 90 日間掲載する。
2. この条 1 項に規定する方法を実施して、投資プロジェクトが活動を停止した日から 12 か月が経過したが投資家又は投資家の法定代表者と連絡ができない場合、投資登録機関は投資プロジェクトの活動終了を決定する。
3. 投資登録機関が活動終了を決定した後の投資プロジェクトの財産管理は、不在者の財産管理に関する民事法令の規定に従って実施する。
4. 権限を有する各国家機関は、自らの職能、権限の範囲内で以下の任務を実施する：

- a) 投資登録機関は、権限を有する国家機関、関連する権益を有する者の要請がある時、この条の規定に従って活動を終了した投資プロジェクトの財産管理の監察人を指定する。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く；
 - b) 租税、税関機関は、租税債務回収のために租税管理に関する法律及び関連を有する法律の規定に従った方法を実施する責任を有し、投資家の国家に対するその他財政上の義務（もしあれば）を負う；
 - c) 土地に関する国家管理機関は、土地に関する法令の規定に従った土地回収の必要がある投資プロジェクトについて、土地の回収、土地付着財産の処理を実施する；
 - d) 労働に関する国家機関は、労働に関する法令の規定に従って、失業した労働者支援を提起し、案内し、関連する制度を解決する；
 - d) 権限を有するその他の国家機関は、法令の規定に従った職能、権限の範囲において、投資プロジェクトに対して国家管理活動を実施する。
5. 投資家と個人、組織の間で生じた、この条が規定する投資プロジェクトの権利義務に関する要求、対立の全ては、各当事者の合意及び法令の規定に従って、裁判所、仲裁で解決される。

第 5 節 外国投資家の経済組織設立・出資・株式・持分の購入

第 44 条 外国投資家の経済組織の設立

1. 経済組織を設立する外国投資家は、以下の手続を実施する：
 - a) この議定 29, 30 及び 31 条の規定に従って、投資登録証明書発給手続を実施する；
 - b) この項 a 号の規定に従った投資登録証明書が発給された後、投資家は、投資プロジェクト及び経営活動展開のため、経済組織設立手続を実施する。
2. 経済組織設立の書類、手順、手続は、企業に関する法令又は経済組織の種類に応じたその他の法令に従って実施する。経営登記機関は、例外なく、企業に関する法令又は経済組織の種類に応じたその他の法令の規定に従った書類以外の追加提出を投資家に対して要求してはならない；投資登録証明書に規定済みの内容の再検討をしない。
3. 外国投資家が投資プロジェクト実施のために設立した経済組織の定款資本は、必ず投資プロジェクトの投資資本を用いなければならない。この条 1 項 b 号の規定に従って設立された経済組織は、投資登録証明書に規定された進捗状況に従って投資プロジェクトを実施するため、出資を実施し、その他の資金源を発動する。

第 45 条 外国投資資本を有する経済組織の投資プロジェクト及び経営投資活動の実施

1. 企業登記証明書又は同等の法的価値を有する文書が発給された日から、外国投資家が設立した経済組織は、投資登録証明書記載の規定に従って投資プロジェクトを実行する投資家である。
2. 投資登録証明書発給済みの投資プロジェクト以外の新しい投資プロジェクトがある場合、外国資本を有する経済組織は以下の手続を実施する：
 - a) 投資法 23 条 1 項 a,b 及び c 号に規定する経済組織は、この議定 29,30 及び 31 条の規定に従って投資登録証明書発給手続を実施する。
 - b) この項 a 号の規定に属さない経済組織は投資法 71 条 5 項の規定に従って報告制度を実施する。報告内容は以下からなる：投資プロジェクト名、投資目標、投資規模、投資資本、投資の場所、期間、進捗、労働に関する必要性、投資優遇（もしあれば）
3. 外国投資資本を有する経済組織は経営登記機関にある企業登記内容を調整することができるが、必ず投資プロジェクトを有さなければならないことはない。外国資本を有する経済組織の経営分野、業種の補充は外国投資家に対する投資条件（もしあれば）に合致しなければならない。
4. 外国投資資本を有する経済組織は本部以外に、支店、駐在事務所、経営拠点を設けることができるが、必ず投資プロジェクトを有さなければならないことはない。経済組織の支店、駐在事務所、経営拠点の設置の書類、手順及び手続は企業に関する法令及び経済組織の種類ごとに対応する法令の規定に従って実施する。
5. 上場株式を有する、又は証券取引局若しくは大衆基金上に取引登録した株式を有する大衆会社である外国投資資本を有する経済組織は、証券市場において投資、証券取引をするとき、投資手続、定款資本所有比率に関して証券法令の規定に従って実施するのみである。

ただし、投資に関する法令及び国際条約が定款資本比率につき異なった規定を有する場合を除く。財務省はこの項の規定の実施の案内を主宰し、計画投資省と協働する。

第 46 条 外国投資家の出資・株式・持分購入による投資手続

1. 経済組織における出資、株式、持分購入による投資をする外国投資家は投資登録証明書発給手続を実施する必要はない。
2. 出資、株式、持分購入による投資を行う外国投資家を有する経済組織は、企業に関する法令及び経済組織の種類に対応するその他法令の規定に従って、経営登記機関において社員、株主の変更登録手続を実施する。ただし、以下の各場合を除く：

- a) 外国投資家が、外国投資家に対する条件付き経営投資分野、業種を経営する経済組織に出資、株式、持分購入をする；
 - b) 外国投資家、投資法 23 条 1 項 a,b 及び c 号に規定する経済組織が、出資、株式、持分購入により、以下の場合に経済組織の 51%以上の定款資本を把握する；外国投資家の投資資本が 51%未満から 51%以上に増加する場合及び外国投資家が経済組織において 51%以上を既に所有している時に定款資本を増加する場合
3. 経済組織に出資、経済組織の株式、持分の購入をして投資する外国投資家が、この項 a 及び b 号に規定する場合に属するときは、以下の手続を実施する：
- a) 投資家は、投資法 26 条 2 項の規定に従った出資、株式、持分購入書類 1 部を、経済組織の本部住所のある場所の計画投資局に提出する；
 - b) この項 a 号の規定に従った適式な書類受領の日から 15 日以内に、計画投資局は外国投資家に対する条件の適合性を調査検討して、投資家に通知する；
 - c) この項 b 号に規定する通知を受領した後、出資、株式、持分購入を行う外国投資家を有する経済組織は、企業に関する法令及び経済組織の種類に応じたその他法令の規定に従って、経営登記機関において、社員、株主変更手続を実施する。
4. 出資、株式、持分購入を行う外国投資家を有する経済組織は、外国投資家が出資、株式、持分購入をする前に開始している投資プロジェクトに対する投資登録証明書の発給、調整又は投資方針の決定を実施しなくてもよい。

第 6 節 工業団地・輸出加工区・ハイテクパーク・経済区における投資活動

第 47 条 工業団地・輸出加工区・ハイテクパーク・経済区において投資プロジェクトを実施する投資家の活動

1. 生産、経営活動のための、建設済みの工場、事務所、倉庫を賃借、購入
2. 交通道路、電力供給、水道供給、排水、情報連絡、污水、廃棄物処理及びその他公共の便益サービスからなる技術インフラストラクチャ、サービスの、金銭の支払い（インフラストラクチャ使用費と総称する）を伴う使用
3. 土地に関する法令及び不動産経営に関する法令の規定に従った、工場、事務所建設及び生産、経営に関するその他事業のための技術インフラストラクチャ建設済みの土地使用、土地賃借、土地再賃借の権利の譲渡及び譲受
4. 土地に関する法令及び不動産経営に関する法令の規定に従った、生産、経営に関する事業のため建設済みの工場、事務所、倉庫の賃貸、転賃

5. 投資法, この議定及び関連を有する法令の規定に従ったその他の活動の実施

第 48 条 工業団地・輸出加工区・ハイテクパーク及び経済区のインフラストラクチャ建設・経営プロジェクトを実施する投資家の活動

1. 売却又は賃貸のための工場, 事務所, 倉庫の建設。
2. 技術インフラストラクチャ建設のための土地賃貸料, 転賃料; インフラストラクチャ使用の各費用, 工場, 事務所, 倉庫の賃貸料, 売却金額及び法令の規定に従ったその他サービスの費用の制定, 並びにインフラストラクチャ使用の価格の枠組みと各種費用に関して管理委員会への登録。インフラストラクチャ使用の価格の枠組みと費用の登録は, 6 か月ごと, 又は登録済みの枠組み及び各種費用に比して異なった調整がある場合である。
3. インフラストラクチャ使用費用の收受。
4. 土地に関する法令及び不動産経営に関する法令の規定に従った, 工業団地, 輸出加工区, ハイテクパーク及び経済区における技術インフラストラクチャ建設のための土地使用, 土地賃貸及び転賃の権利のその他の投資家への譲渡。
5. 投資法, この議定及び関連を有する法令の規定に従ったその他の活動。

第五章 投資に関する国家管理

第 1 節 投資促進活動に対する国家管理

第 49 条 投資促進活動に対する国家管理の原則

1. 投資促進活動に対する国家管理は, 以下の原則に従って実施する:
 - a) 各省, 部門及び省級人民委員会の投資促進活動は, 投資促進プログラムを作成し, 集約しなければならない;
 - b) 重点経済分野, 領域, 範囲に対する投資促進活動の奨励は, 段階ごとの投資誘致の方向性に従う; その他の投資誘致活動は投資の必要性, 更新された資料, 情報の分析及び実施価値に関する具体的な評価に基づいて作成されなくてはならない;
 - c) 支援, 困難, 紛糾の解決, 効果的投資展開の推進を通じて実施された投資プロジェクトに対する投資促進活動を重視する;
 - d) 商業, 旅行促進活動及び対外的文化宣伝プログラムに対する投資促進活動の結集を奨励する;
 - d) 投資促進活動実施のための社会的リソース発動を奨励する。

2. 政府首相は、原則、内容の詳細、作成、実施機構を規定し、投資促進活動において、各省、部門、省級人民委員会と協働する。

第 50 条 投資促進に関する国家管理機関の任務・権限

1. 計画投資省は、投資促進活動を統一的に関する政府を支援する。
2. 計画投資省の任務、権限は：
 - a) 投資促進の方向性、プログラム、計画の作成を主宰し、各省、部門、省級人民委員会と協働する；毎年、各省、部門、省級人民委員会と投資促進プログラムの作成案内をする；国家投資促進プログラムを総合、作成及び実施する；
 - b) 投資促進活動に関して通知、報告制度の実施を案内する；
 - c) この項 a 号に規定する投資促進プログラムに属する投資促進活動を実施する；
 - d) 外務省及び内務省と協働して、外国における投資促進部門の設立、管理及びベトナム代表を決定する政府に提出する；
 - d) 投資促進活動に関する養成、訓練を行う；
 - e) 投資促進活動の状況及び方向性につき政府首相に定期的に報告する。
3. 財務省の任務、権限は：
 - a) 国家予算からの経費支出に関する案内及び投資促進活動に対する財政管理を主宰し、計画投資省と協働する；
 - b) 国家投資促進プログラム、各省、部局、省級人民委員会の投資促進プログラムの投資促進経費計画の作成をする計画投資省、各省、部局、省級人民委員会と協働する；
 - c) 外国における投資促進部局の投資促進活動に対する国家予算の配分を主宰し、外務省、計画投資省と協働する；
 - d) 投資促進活動実施のための国家予算の配置及び支出に関連する困難、紛糾の解決を主宰し、計画投資省、各省、部局、省級人民委員会と協働する。
4. 外務省の任務、権限は：
 - a) 外交活動において投資促進プログラム、活動の実施、投資活動の結集を行う計画投資省、各省、省級人民委員会と協働する；
 - b) 計画投資省の通知に従った検査を受けた外国における投資促進活動への支援及び参加；新しい投資促進活動が発生する場合、外国におけるベトナム代表機関は実施の前に計画投資省に対して通知し、統一する責任を有する；
 - c) 外国における投資促進部局の活動管理を主宰し、外国におけるベトナム代表機関に案内する；

- d) 外国における投資促進部局の設立及び編成を決定する政府首相への提出を主宰し、計画投資省、内務省と協働する；
 - d) 計画投資省の提議に基づき、外国における投資促進部局における外交職員及び幹部の任命を決定する；
 - e) 物質的基盤、往來手段、活動条件、活動経費を外国における投資促進部局に合致するように配置する。
5. 各省、部局、省級人民委員会の任務、権限は：
- a) 年次及び長期の投資促進プログラム、計画の作成を主宰し、計画投資省、各省、関連機関と協働する；国家投資促進プログラムに導入する活動を提出する；
 - b) 権限に従って投資促進活動を実施する；
 - c) 投資促進活動において各省、部局及び省級人民委員会と協働する。

第 51 条 投資促進活動経費

1. 年次の国家投資促進プログラムに属する活動実施経費は年次予算計画において配分される。
2. 各省、部局、省級人民委員会の投資促進経費は、各省、部局、省級人員委員会の年次予算計画において配分される。
3. 国家予算からの各省、部局、省級人民委員会の投資促進経費は、採択済みの投資促進プログラム³に属する促進活動に配分されるのみである。

第 2 節 外国投資に関する投資活動報告及び国家情報システムの運用制度

第 52 条 投資に関する国家管理機関の報告内容及び報告時期

1. 投資登録機関は省級人民委員会に以下の内容を報告する：
 - a) 報告する四半期の後の最初の月の 12 日より前に行われる四半期報告で、内容は以下からなる：書類受領、投資登録証明書の発給、調整及び回収の状況及び投資プロジェクト活動状況に関する評価；
 - b) 毎年 7 月 15 日より前に行われる半期報告で、内容は以下からなる：年初 6 か月の投資状況及び年の後半 6 か月の投資資本の流入及び使用の計画の予想；
 - c) 外国投資に関する報告する年の後の 2 月 15 日より前に行われる年次報告で、内容は以下からなる：年全体の投資状況の評価、翌年の投資資本の流

³ 同条 1 項と異なり、「国家 (quốc gia)」の文言がないが、1 項の国家投資促進プログラムを意味すると解することが可能と思われる。

入及び支出計画の予想，投資家が関心を持っている投資プロジェクトの一覧表。

2. 四半期，半期，年次ごとに，省級人民委員会は，投資登録機関の報告期限終了日から5営業日後に，この条1項に規定する報告内容に従って計画投資省に報告するため，管理範囲に属する投資登録機関の報告を総合する。
3. 国家管理機関は，以下の規定に従って，計画投資省に情報を提供する：
 - a) 財務省：四半期ごとに，保険会社，証券会社に対する投資登録証明書又は同等の価値を有するその他書類の発給，調整及び回収の状況に関する状況を発給する；年次ごとに，外国投資資本を有する経済組織の輸出，輸入，経営生産，国家予算への納入額の状況に関する指標を報告するため，全国の範囲で外国投資資本を有する経済組織の報告を総合する；
 - b) 商工省：四半期ごとに，ベトナムにおける石油，ガスの調査及び開発の領域における外国投資家についての発給⁴，調整，活動終了の状況並びに活動結果に関する報告をする。報告時点は，報告する四半期の後の四半期の当初の月の12日より前である；
 - c) 司法省：四半期ごとに，法律会社支店及び法律会社本社についての発給⁵，調整，終了の状況及び活動結果に関する報告をする。報告時点は，報告する四半期の後の四半期の当初の月の12日より前である；
 - d) ベトナム国家銀行：四半期ごとに，ベトナムにおける外国財務会社及び信用組織の商業活動についての発給⁶，調整，活動終了状況及び活動結果に関する報告をする。報告時点は，報告する四半期の後の四半期の当初の月の12日より前である；
 - d) 労働傷病兵社会省：年次ごとに，外国投資資本を有する経済組織における外国労働者に対する登録，許可発給の状況に関する報告をする。報告時点は，報告する年の後の年の3月31日より前である。
 - e) 天然資源環境省：年次ごとに，外国投資資本を有する経済組織への土地交付，賃貸及び使用の状況に関して報告する。報告時点は，報告する年の後の年の3月31日より前である；
 - g) 科学技術省：年次ごとに，外国投資資本を有する経済組織の技術移転の状況に関して報告する。報告時点は，報告する年の後の年の3月31日より前である。

⁴ 証明書等の発給が含意されているとの理解が可能である。

⁵ 脚注6に同じ。

⁶ 脚注6に同じ。

4. 計画投資省は、四半期ごと、年次ごとに総合して、投資法 71 条 2 項 d 号の規定に従って、国全体の範囲における投資状況に関して政府首相に報告する。

第 53 条 投資プロジェクトを実施する経済組織の報告内容及び報告時期 投資プロジェクトを実施する経済組織は、投資登録機関及び国家管理機関に、地方における統計で以下の指標に関して報告する：

1. 投資資本実施状況に関する月次報告をする；投資プロジェクトが月内に実施する投資資本を有する場合、経済組織は報告する月の終了日から 12 日以内に、報告する。
2. 報告する四半期の後の最初の月の 12 日より前に四半期報告をする、内容は以下からなる；実施した投資資本、営業純利益、輸出、輸入、労働、租税及び予算に納入する金額、土地、水面の使用状況。
3. 報告する年の後の年の 3 月 31 日より前に年次報告をする、それは四半期報告の指標並びに利益、労働者の収入、各費用及び科学研究、技術発展への投資、環境の処理と保護、使用する技術の根幹に関する指標からなる。

第 54 条 報告送付に関する規定

1. 投資プロジェクトを実施する経済組織は、オンラインで国家投資情報システムに報告を送付する。
2. 投資登録機関は文書及びオンラインで報告を国家投資情報システムに送付する。
3. 計画投資省は、この議定に従った報告制度実施の標準モデル及び審査、検査の精度を規定する。

第 55 条 国家投資情報システムの管理・運用における国家管理機関の任務・権限

1. 計画投資省は、国家投資情報システムの建設及び運用；国家投資情報システムの使用を管理、運用及び開発の案内、を主宰し、関連を有する国家管理機関と協働する。
2. 各省、部局、省級人民委員会は、部局、地方の国家投資情報システムについての管理範囲に属する投資活動に関する情報の更新、提供；投資法、この議定及び関連を有するその他の規定に従った国家投資情報システムの開発、使用、につき責任を負う。
3. 投資登録機関は、投資登録証明書の受領、供給、調整、回収と関連する任務実施のため、国家投資情報システムを使用する責任を有する；投資プロジェクトの実施状況を注視、監察、評価する；この議定の規定に従って、投資

報告制度を実施し、国家投資情報システムを使用する投資プロジェクトを実施する経済組織に案内する。

4. 国家投資情報システム及び国家企業登記情報システムの管理運用機関は、外国投資資本を有する経済組織の企業登記状況、この議定 44 条及び 46 条に規定する手続実施時の外国投資家の出資、株式、持分購入状況、外国投資家に対して適用する投資条件、条件付き経営投資分野、業種の一覧及び規定に従った投資条件に関する情報交換に責任を負う。
5. 投資プロジェクトを実施する経済組織は、規定に従った提起報告制度実施のため、国家投資情報システムにアクセスするアカウントを発給される。
6. 計画投資省は、国家投資情報システムの管理、運用、開発及び使用の詳細を案内する。

第 3 節 省・省同格機関・省級人民委員会の任務・権限

第 56 条 計画投資省の任務・権限

1. 投資法 68 条 3 項に規定する任務、権限及びこの議定の規定に従って配分される任務、権限を実施する。
2. 権限に従った投資活動の監査、検査及び評価；投資登録機関の投資登録証明書の発給、調整、回収の審査；投資過程において権限を有する機関の決裁を得た企画の順守の監察、を行う。
3. 国家企業登記ポータル上における経営投資条件、国家外国投資ポータル上における外国投資家に対する投資条件の精査、結集、登載を主宰し、各省、省同格機関と協働する。
4. 経営禁止分野、業種、条件付き投資分野、業種及び外国投資家に対する投資条件に関する規定の実施状況を精査、評価して政府首相に定期報告する。
5. 投資活動の実施及び企業登記の過程で、投資登録機関、経営登記機関が紛糾を解決する案内、支援をする。

第 57 条 各省・省同格機関の任務・権限

1. 財務省は、権限に属する租税、財政の領域（土地使用料、土地の税金）における優遇、支援政策を作成して、それらの実施を施行、案内、検査する権限を有する機関に提出する；政府首相、国会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトに対する財政、政府保障に関連する問題を審査して意見を述べる、ことを主宰し、関連を有する国家管理機関と協働する。
2. 天然資源環境省は、投資活動に関連する天然資源及び環境保護に関する規定を作成して、それらの実施を施行、案内、検査する権限を有する機関に提出する；政府首相、国会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトの土

地及び環境保護に関連する問題を審査して意見を述べる，ことを主宰し，関連を有する国家管理機関と協働する。

3. 科学技術省は，科学，技術の領域における投資活動に関する規定を作成して，それら実施を施行，案内，検査する権限を有する機関に提出する；ハイテクパークの総体的発展を企画する政府首相に提出する；政府首相，国会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトの科学，技術に関連する問題を審査して意見を述べる，ことを主宰し，関連を有する国家機関と協働する。
4. 建設省は，投資プロジェクトの建設活動に関する規定を作成して，それらの実施を施行，案内，検査する権限を有する機関に提出する；政府首相，国会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトの建設に関する国家管理に関連する問題を審査して意見を述べる，ことを主宰し，関連を有する国家機関と協働する。
5. ベトナム国家銀行は，投資活動に関連する信用及び外国為替に関する規定を作成して，それらの実施を施行，案内，検査する権限を有する機関に提出する；政府首相，国会の投資方針決定権限に属する投資プロジェクトの信用及び外国為替に関連する問題を審査して意見を述べる，ことを主宰し，関連を有する国家機関と協働する。
6. この条 1,2,3,4,5 項に規定する各省，省同格機関及び分野を管理する各省は，投資法 68 条 4 項の規定に従った任務，権限，この議定及び関連を有する法令の規定に従った任務，権限を実施する。

第 58 条 省級人民委員会の任務・権限

1. 投資資本源を誘因する企画，計画を作成する；地方における投資誘因プロジェクト一覧表を作成して公表する。
2. 投資法 32 条に規定する権限に属する投資プロジェクトに対する投資方針を決定する。
3. 地方における投資登録証明書発給及び投資活動管理に関して，投資登録機関の任務実施を指導，案内，監察する責任を負う。
4. 工業団地，輸出加工区建設の詳細企画の作成及び工業団地，輸出加工区建設の詳細企画の決裁を指導する；経済区内の各職能区の詳細を企画する。
5. 投資活動実施過程を通じて投資家に有利な条件を作るための手続を統一的に実施するように，投資登録機関，経営登記機関及び土地，環境，建設に関する国家機関を指導する。
6. この議定及び関連を有する法令の規定に従ったその他の任務，権限を実施する。

第六章 実施組織

第 1 節 経過規定

第 59 条 投資法が施行効力を有する前に実施を開始した投資プロジェクトに対する規定

1. 投資家は、投資法施行日の前に発給された、投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は権限を有する国家機関による同等の法的価値を有する文書に従って、引き続き投資プロジェクトを実施できる。
2. 投資法施行日より前に発給された、投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は権限を有する国家機関による同等の法的価値を有する文書は、投資登録証明書と同様の法的価値を有する。
3. 投資法施行日前に、実施済み、権限ある国家機関から投資方針の了承を得た、又は実施許可を得た投資プロジェクトは、投資法の規定に従った投資登録証明書発給、投資方針決定の手続を実施しなくてもよい。

第 60 条 投資許可書・投資証明書（同時に経営登記証明書である）に従った活動をする企業に対する規定

1. 投資許可書に従って活動する企業は、投資許可書及び企業定款の規定に従って、引き続き活動できる。投資許可書及び企業定款に規定されていない内容については、企業は、企業法、投資法及び以下の原則に従った関連を有する法令の規定との合致を実施する：
 - a) 外国投資家一人の所有に属する外国資本 100%の企業は一人有限責任会社に対応する規定を実施する；
 - b) 二人以上の外国投資家の所有に属する外国資本 100%の企業及び合併企業は二人以上有限責任会社に対応する規定を適用する；
 - c) 2003 年 4 月 15 日の株式会社の形式に従った活動に転換する外国投資資本を有する企業に関する政府議定 38/2003/ND-CP に従って設立された外国投資資本を有する株式会社は、株式会社に対応する規定を実施する。
2. 投資証明書（同時に経営登記証明書である）に従った活動をする企業は、投資証明書（同時に経営登記証明書である）及び企業定款に従って、引き続き活動できる。投資証明書（同時に経営登記証明書である）及び企業定款に規定されない内容については、企業は、企業法、投資法及び関連を有する法令の規定に従って実施をする。

第 61 条 投資登録証明書・企業登記証明書の変更

1. 投資法施行日の前に発給された、投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は同等の法的価値を有する文書を発給された投資プロジェクトを有する投資家は、以下の手続に従って投資登録証明書に従った活動に変更することができる：
 - a) 投資家は、投資登録証明書取替提議文書、投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は同等の法的価値を有する文書の写しからなる投資登録証明書取替発給の書類 1 部を投資登録機関に提出する；
 - b) 投資登録機関は、この項 a 号の規定に従った書類受領の日から 3 営業日以内に、投資家に投資登録証明書取替発給をする。投資登録証明書は、再度、投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は同等の法的価値を有する文書にある投資内容を規定する。投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は同等の法的価値を有する文書にある経営登記内容は引き続き効力を有する。
2. 投資法施行日の前に発給された、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書に従って活動をしている企業は、以下の手続に従って、企業登記証明書の手続に従った活動に変更することができる：
 - a) 企業は、企業登録情報の更新、補充提議文書；投資許可書、投資登録証明書⁷（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書の写し及び租税登録証明文書の写しからなる企業登記証明書取替発給の書類 1 部を本社所在地の経営登記機関に提出する；
 - b) 経営登記機関は、この項 a 号の規定に従った書類受領の日から 3 営業日以内に、企業登記証明書取替発給をする。企業登記証明書は、再度、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）、投資証明書又は同等の法的価値を有する文書にある経営登記内容を規定する。投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書にある経営登記内容は、企業が企業登記証明書の発給を受けた日から効力を失う；投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書にある投資プロジェクト内容は引き続き効力を有する。
3. 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書から、同時に投資登録証明書、企業登記証明書に取り替える要請をする場合、投資家は以下の手続を実施する：

⁷ 原文では、「投資証明書（同時に経営登記証明書である）」に言及する他の条、項、号と異なり、この号においてのみ登録、登記を意味する *dăng ký* という文言が記載されているため、「投資『登録』証明書（同時に経営登記証明書である）」と訳出している。

- a) この条 2 項の規定に従った企業登記証明書変更
- b) この条 1 項の規定に従った投資登録証明書の取替（この条 2 項の規定に従って発給される企業登記証明書の写しからなる投資登録証明書取替発給書類及びこの条 1 項 a 号の規定に従った書類）
4. この条 2 項及び 3 項の規定に従って企業登記証明書を発給された企業は、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書に規定する企業の全部の権利義務を、投資プロジェクトに対する権利義務が規定された企業登記証明書発給時から承継する；投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書に規定する投資家は、企業の社員、株主の資格で投資プロジェクトに対する権利義務を実施する。
5. 投資法施行日の前に発給された、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書に従って活動する企業の支店、駐在事務所は、企業法の規定に従って、支店、駐在事務所活動登記証明書に従った活動に変更することができる。支店、駐在事務所活動登記証明書変更の書類、手続はこの条 2 項及び 3 項の相当な規定に従って実施する。
6. 企業は、企業の解散、経営停止、印影の通知；支店、駐在事務所の設立、その活動登記内容の変更、終了をするとき、企業登記情報を更新、補充する責任を有するが、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書を企業登記証明書に変更する手続の実施を強制されない。

第 62 条 投資法の施行日の前に実施された投資プロジェクトの調整

1. 投資法施行日の前に発給された、投資許可書、投資優遇証明書、投資許可書又は同等の価値を有する文書の変更を伴う投資プロジェクトの調整を行う場合、投資家は、投資登録証明書の発給を受けるため、この議定 33 条の規定に従って投資登録機関で投資登録証明書調整手続を実施する。投資登録証明書は、調整される投資プロジェクト内容を規定するとともに、調整されない、投資許可書、投資証明書⁸、投資優遇証明書及び同等の法的価値を有する文書が規定するその時点で効力を有する投資プロジェクト内容全部を、再度、記載する。
2. この条 1 項に規定する投資許可書、投資証明書⁹又は同等の法的価値を有する文書が同時に経営登記内容を記載する場合、投資登録機関は、この条 1 項

⁸ 他の同様の条、項、号と異なり、「投資証明書」に続く（同時に経営登記証明書である）との文言がない。

⁹ 脚注 8 に同じ。

が規定する原則に従った、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書にある投資プロジェクト内容変更のため、投資登録証明書を投資家に発給する。投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書にある経営登記内容は引き続き効力を有する。

3. 投資法施行日の前は法令の規定に従った投資方針の決定又は承認が不要だが、投資法、この議定の規定に従うと投資方針決定が必要となる投資プロジェクトは、投資方針決定又は投資方針決定調整の手続を、投資プロジェクト調整の時に実施しなくてもよい。ただし、以下の場合を除く：
 - a) 投資プロジェクトの規模を投資法 30 条及び 31 条に規定する投資方針決定が必要となるまで拡大する；
 - b) 投資プロジェクトの目標を補充するが、補充する目標が投資法 30 条及び 31 条に規定する投資方針決定が必要となるものである；
 - c) 投資プロジェクトの調整が、以下の各内容の中の一つを補充する：国家の、競売、入札を経ない土地交付と土地賃貸、土地使用权又は土地付着財産の譲渡の承認、の提議；国家による土地使用目的変更の許可の提議又は技術移転に関する法令の規定に従った移転制限リストに属する技術使用の提議
4. この条 3 項 a,b 及び c 号に規定する場合、投資家は、この議定 4 章 3 節の相当な規定に従った投資方針決定調整手続を実施する。この場合、投資方針決定権限を有する国家機関は投資方針決定のために調整内容を検討する。
5. 投資法施行日の前に投資方針の決定又は承認が必要であった投資プロジェクトが投資方針の決定又は承認文書の内容を調整する場合、投資家はこの議定の規定に従って投資方針決定調整手続を実施する。

第 63 条 投資許可書・投資証明書（同時に経営登記証明書である）にある経営登記内容の変更

1. 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書に従って活動する企業は、以下の規定に従って、経営登記機関において経営登記内容の変更を実施する：
 - a) 経営登記内容変更の書類、手順、手続は、企業に関する法令の規定に従って実施する；
 - b) 企業登記証明書を発給する経営登記機関は、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書にある経営登記内容を変更する；
 - c) 企業登記証明書には、調整内容を記載するとともに、調整されない、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値

値を有する文書に従って、現に効力を有するその他の企業登記内容を、再度、記載する。

- d) 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書に規定される経営登記内容は、企業が企業登記証明書の発給を受けた日から効力を失う；投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書にある投資プロジェクト内容は引き続き効力を有する；
 - d) この議定 46 条 2 項 a 及び b 号に規定する場合に属する出資、株式、持分購入をした外国投資家から企業登記内容変更要請がある場合、投資家は、企業が企業登記証明書発給手続を実施する前に、この議定 46 条 3 項 a 及び b 号の規定に従った出資、株式、持分購入登録手続を実施する；
 - e) この項の規定に従って企業登記証明書が発給された後、企業は、引き続き、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書にある規定に従った全部の権利義務を実施する。
2. 経営登記内容と投資プロジェクト内容を同時に調整する場合、企業は、この条 1 項の規定に従った企業登記証明書の発給を受けるため、経営登記機関において登記内容調整手続を実施する。企業登記証明書が発給された後、企業は、この議定 62 条に相当する規定に従って投資登録証明書の発給を受けるため、投資登録機関において投資プロジェクト内容を調整する。
 3. 投資法の施行日の前に発給された、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書である）又は同等の法的価値を有する文書に従って活動する企業の支店、駐在事務所の活動登記内容を調整する場合、企業はこの条 1 項及び 2 項の相当な規定に従って、支店、駐在事務所活動証明書の調整手続を実施する。

第 64 条 ベトナム国家に対して、財産を無償譲渡する約束をした投資家に対する規定

1. ベトナム国家又はベトナム側当事者である国営企業に対して、財産を無償譲渡する約束をした投資家は、権限ある国家機関から許可を得た場合を除いて、無償譲渡する内容を調整することができない。
2. この条 1 項に規定する無償譲渡をする財産は、ベトナム側当事者又はベトナム国家に譲渡する時点で、通常の活動条件における原状で譲渡される。

第 65 条 投資許可書・投資証明書（同時に経営登記証明書である）に従って活動する企業の活動終了、再編、解散

1. 投資許可書, 投資証明書 (同時に経営登記証明書である) に従って活動する企業は, 経営登記機関において, 経営一時停止, 活動終了, 再編, 解散の手段を実施する。
2. 投資許可書, 投資証明書 (同時に経営登記証明書である) に従って活動する企業の経営一時停止, 活動終了, 再編, 解散の書類, 手順, 手段は, 企業に関する法令の規定に従って実施する。

第 2 節 施行条項

第 66 条 施行効力

1. この議定は 2015 年 12 月 27 日から施行効力を有し, 2006 年 9 月 22 日の投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする政府議定 108/2006/NĐ-CP によって代わる。
2. この議定は, 以下を破棄する :
 - a) 2013 年 12 月 26 日の法人税法を詳細に規定して施行を案内する議定 218/2013/NĐ-CP に添付された法人税優遇範囲の一覧
 - b) 2010 年 8 月 13 日の輸出入関税法を詳細に規定して施行を案内する議定 218/2013/NĐ-CP に添付された関税優遇領域の一覧
 - c) 2014 年 5 月 15 日の土地, 水面の賃料集金に関して規定する政府議定 46/2014/NĐ-CP の 19 条 4 項及び 19 条 3 項にある “具体的な行政の境界を有する範囲にのみ適用される土地賃料収入優遇享受範囲の一覧” の規定
3. 行政手段実施書類の構成を規定する法令は投資登録証明書がなくてはならないとするが, 投資プロジェクトが投資登録証明書発給の必要がない場合, 投資家は投資登録証明書を提出しなくてもよい。

第 67 条 施行責任

1. 計画投資省は, ベトナムにおけるベンチャー投資基金の設立, 管理組織及び活動の詳細を規定する ; 第 6 章第 1 節に規定及びこの議定の規定に従った他の条項に規定されない場合の転換規定の実施を案内する。
2. 各大臣, 省同格機関の長, 政府機関の長, 省級人民委員会委員長は, 自らの職能, 任務の範囲において, この議定を案内し, 施行する責任を負う。

政府首相 グエン・タン・ズン

別表 1 投資優遇分野・業種の一覧**A 投資優遇特別分野・業種****I ハイテク・情報技術・補助工業**

1. 政府首相の決定に従った発展投資優先を受けるハイテック一覧に属するハイテックの応用
2. 政府首相の決定に従った開発を奨励されるハイテック製品一覧に属する製品の生産
3. 政府首相の決定に従った補助工業の製品の生産
4. ハイテックの開発と発展, ハイテック企業の開発と発展; ハイテック開発のためのベンチャー投資; ハイテックに関する法令の規定に従ったハイテックの応用, 研究及び開発; 生殖技術 (バイオテクノロジー) 製品の生産
5. 情報技術に関する法令の規定に従ったソフトウェア, 数的情報の内容物, 重点情報技術物, ソフトウェアサービス, 情報安全, 情報安全保護さくの生産
6. 再生エネルギー, クリーンエネルギー, 廃棄物処理から生じるエネルギーの生産
7. コンポジットの原料, 軽量建設の各種原料, 貴重原料の生産

II 農業

1. 森林の植林, 養育, 保護及び開発
2. 農林水産の養育, 加工, 保管
3. 植作物, 家畜, 林業用植物, 水産物の種子の生産, 繁殖, 新品種の生産
4. 塩の生産, 開発及び精製
5. 先進的漁具の方式の応用を結合する遠洋漁業; 漁業に関するロジスティックサービス; 漁船の基礎及び漁船の建設
6. 海上救助

III 環境保護・インフラストラクチャ建設

1. 集積廃棄物の収集, 処分, 再生, 再利用
2. 工業団地, 輸出加工区, ハイテックパーク, 経済区の中の職能区のインフラストラクチャ建設, 経営
3. 水カプラント, 発電所, 給排水システム; 橋梁, 道路及び鉄道, 空港, 海の港, 河川の港; 飛行場, 鉄道の駅舎及び政府首相の決定による特に重要なインフラストラクチャ事業, の開発投資
4. 都市における公共旅客輸送の開発

5. 農村における市場の建設及び管理, 経営の投資

IV 文化・社会・スポーツ・医療

1. 社会住宅, 再定住住宅の開発
2. 疾病防止衛生を実施する施設の経営投資
3. 各種新薬を生産するための, 製剤技術, 生物学技術に関する科学研究
4. 薬品原料及び主要な薬品, 必須薬品, 性病の予防, 治療薬品, ワクチン, 医療生品, 薬剤, 漢方薬; 特許又は関連する独占権の期限がまもなく切れる薬品; 国際 GMP 基準に達した人の病気治療の薬品を生産するための先進技術, 生物学技術の応用; 薬品と直接接触する袋の生産
5. メタドン生産拠点に対する投資
6. 高い成績を目標とするスポーツ教育訓練センター及び障害者スポーツ教育訓練センターの経営; 国際大会実施の要求に応えられる訓練, 競技設備, 手段を有するスポーツ拠点の建設; プロスポーツの練習, 試合の設備投資の建設, への投資
7. 枯葉剤による病人の治療, 認知症, 老年医学センター; 高齢者, 障害者, 孤児, 頼るところのないストリートチルドレンのケアセンター, の経営投資
8. 治療 - 教育 - 社会労働組織; 麻薬中毒撲滅組織; 煙草中毒撲滅組織; HIV/AIDS 治療組織の経営投資
9. 国際級博物館, 民族文化施設; 民族音楽歌劇団; 劇場, スタジオ, 映画製作, フィルムの現像印刷の組織; 美術 - 撮影の展覧組織; 民族楽器の生産, 製造, 修理; 民族文化施設及び芸術文化学校の修復, 保存; 伝統的職業の紹介及び開発をする組織, 村, の経営投資

B 投資優遇分野・業種

I 科学技術・電子学・機械製造・原料資材生産・情報技術

1. 政府首相決定に従った重点機械製造物一覧に属する製品の生産
2. 研究開発 (R&D) に対する投資
3. 銑鉄, 高級鋼, 合金の生産
4. コークス, 活性炭の生産
5. 省エネルギー製品の生産
6. 石油科学製品, 化学薬品, 基礎的科学物質, 工業用合成樹脂 - ゴム部品の生産
7. (計画投資省の案内に従った) 付加価値が 30% 以上の製品の生産
8. 車, 車の付属部品の生産, 造船
9. この別表 A の一覧に属さない電子モジュール, 電子付属品, 部品

10. この別表 A の一覧に属さない、工作機械、農業、漁業、製塩業の生産のための一般機械、設備、付属品、食品加工機械、灌漑排水設備の生産
11. アスベストにとって代わる原料の生産

II 農業

1. 薬物の養育、植栽、収穫及び加工；遺伝子の源及び貴重、特有な各種の多数の薬物の保護、保存
2. 家畜、家禽、水製品の飼料の生産、精製
3. 耕作、家畜、水製品の飼育、植物、家畜保護に関する科学技術サービス
4. と殺組織の新設、改造、グレードアップ；家畜、家禽の工業的集中的保管、加工
5. 加工工業のため集中的原料地帯の建設、開発
6. 海製品の開発

III 環境保護・インフラストラクチャ建設

1. 工業集積地のインフラストラクチャ建設、開発
2. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区で働く労働者のための高層集合住宅の建設；学生寄宿舍の建設及び社会政策対象者のための住宅建設；労働者の便益に資する都市区の建設投資（保育所、学校、病院を含む）
3. 油が流出する事故、山、堤防、川岸、海岸、ダム、貯水湖の崩落事故及びその他環境事故の処理；温室効果ガス、オゾン層を破壊する気体の減少技術の適用
4. 商品展覧会センター、ロジスティクスセンター、商品倉庫、スーパーマーケット、商業センターの経営投資

IV 教育・文化・社会・スポーツ・医療

1. 教育、養成機関のインフラストラクチャ経営投資；幼児教育、普通教育、職業教育における公立教育機関以外の教育、養成機関の開発投資
2. 医療施設の建設、天災、惨禍、危険な疫病を防止するための薬品を保管し、人用の治療薬を貯蔵する倉庫の建設
3. 薬品用の原料及び薬物保護薬、病虫害予防薬；動物、水産物への予防、治療薬の生産
4. 生物学実験、薬品の使用可能性の評価機関；薬品の生産、保管、検査、臨床実験における良好な実行基準に到達した薬品機関、への投資
5. 漢方薬、古くから伝わる薬の科学的基礎を証明する研究及び漢方薬、古くから伝わる薬の検査基準作成への投資

6. 体操, スポーツセンター, 訓練施設, 体操スポーツクラブ, 競技場, プール; 体操スポーツ訓練の設備, 手段の生産, 製造, 修理施設, への経営投資
7. 公共図書館, 映画館の経営投資
8. 墓地, 火葬サービス施設, 火葬場の建設投資

V その他の分野・業種 1. 人民信用基金
及びマイクロ金融組織の活動

別表 2 投資優遇地域の一覧 (略)